

まちづくり町民アンケート集計結果

調査の方法

令和6年11月30日現在の住民基本台帳をもとに18歳以上の町民の中から無作為に抽出した2千人に加え、広報紙・HPによるWEBアンケートにより実施

調査期間

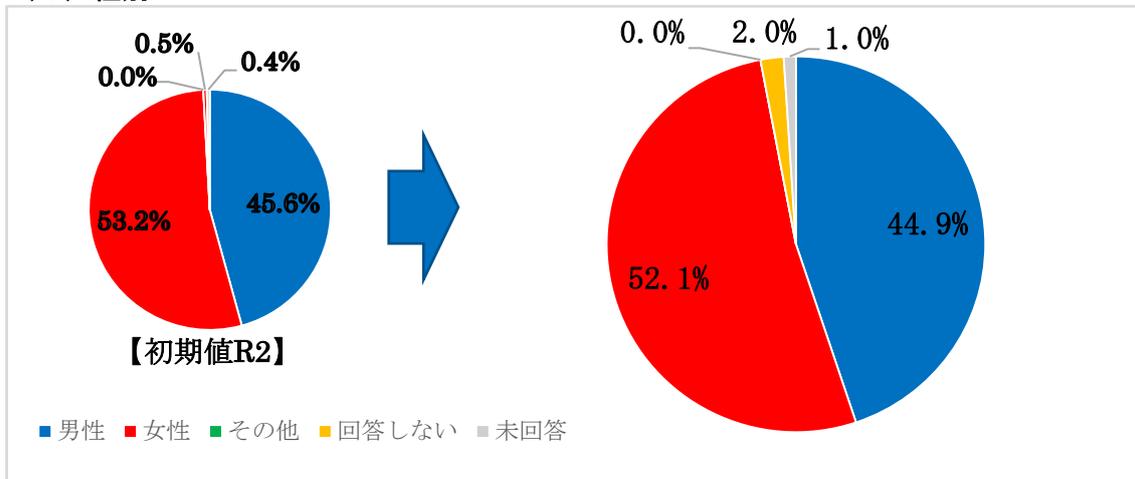
住民アンケート 令和7年1月6日～令和7年2月3日
 広報紙・HPアンケート 令和6年12月27日～令和7年2月3日

回答数

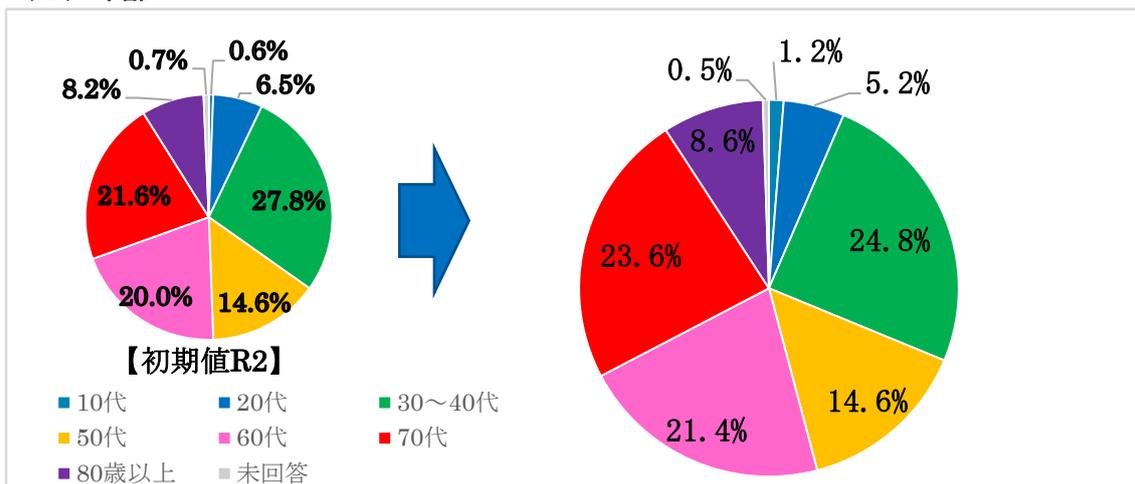
住民アンケート 回答数 766 (郵送 623 WEB 143) 配布数 2,000
 広報紙・HPアンケート 回答数 197
 合計 回答数 963

問1 回答者自身のことについて

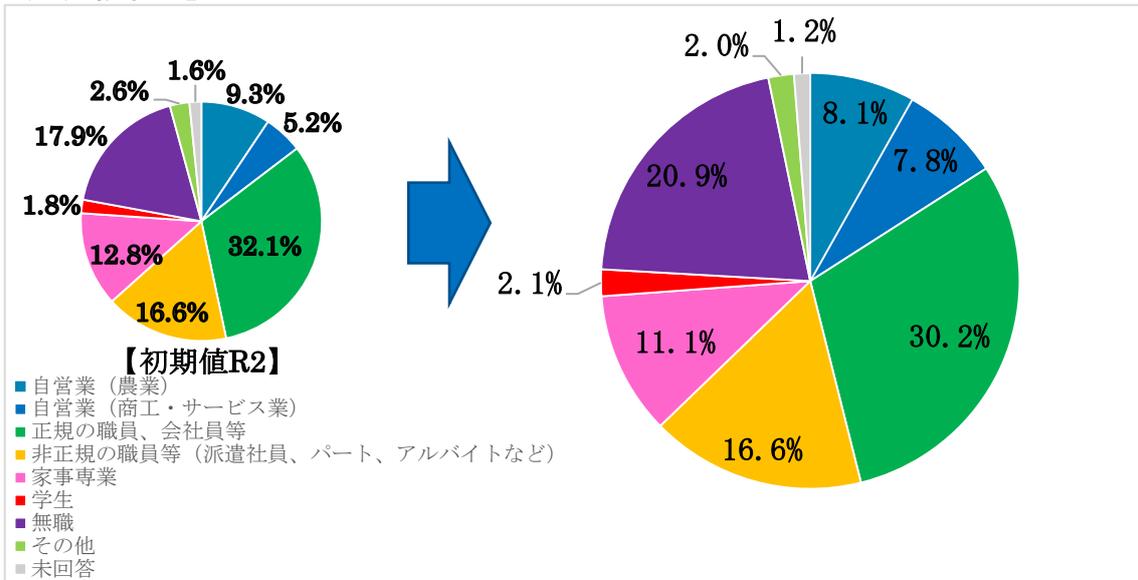
(1) 性別



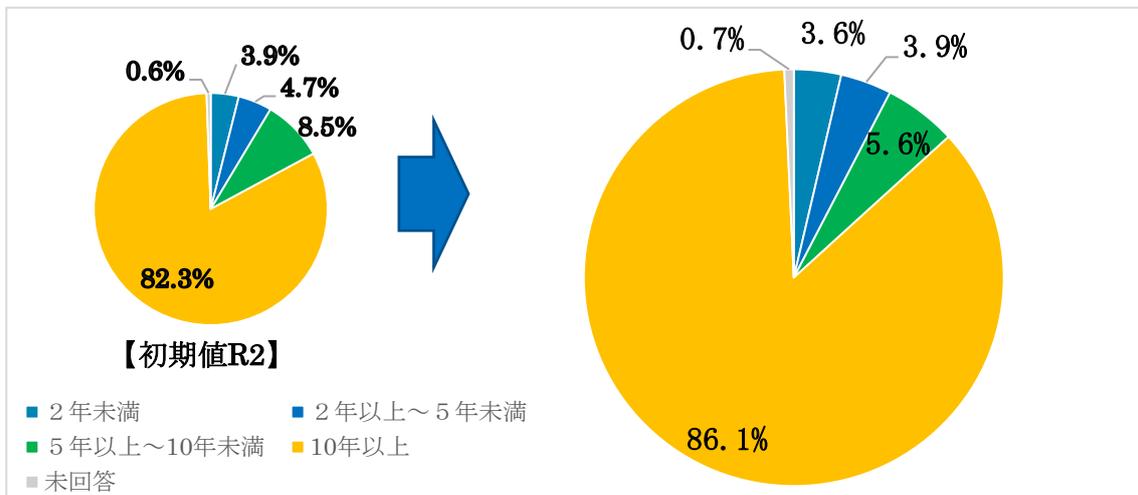
(2) 年齢



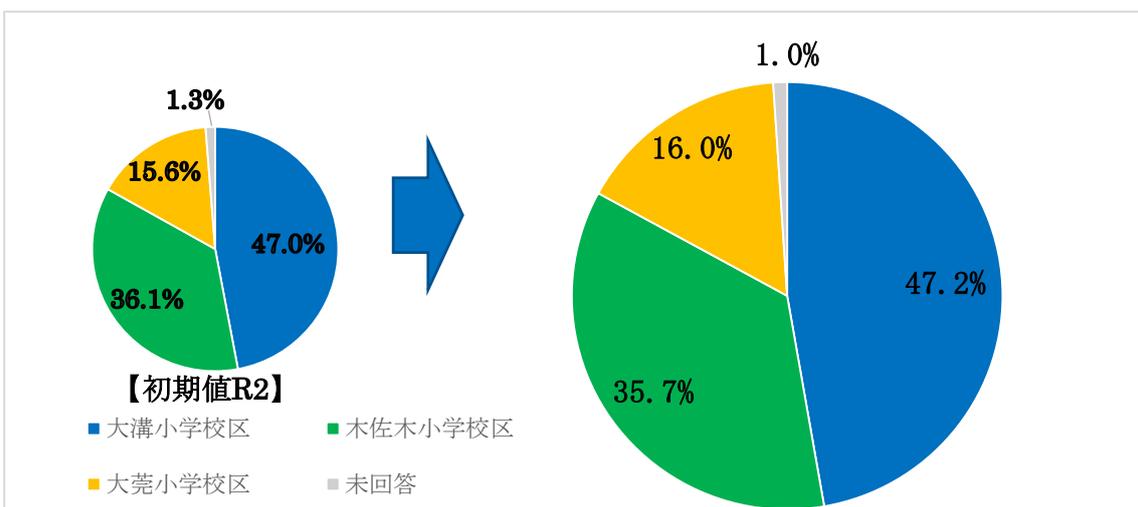
(3) 職業形態



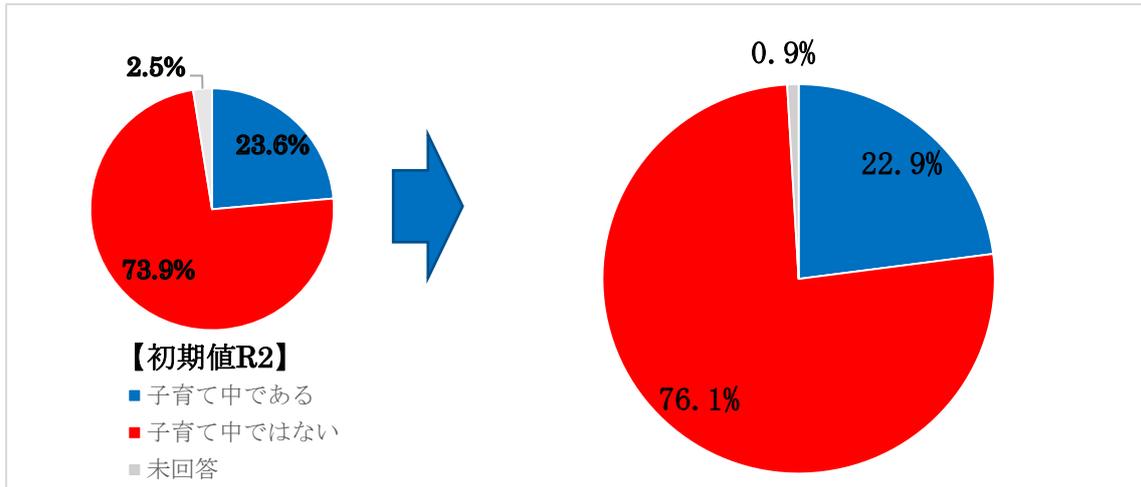
(4) 居住年数



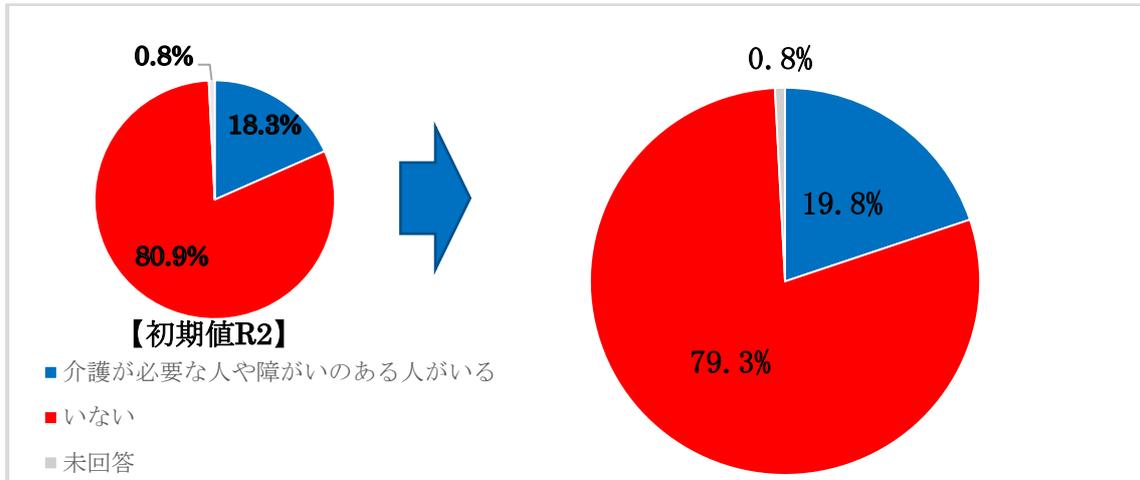
(5) 居住校区



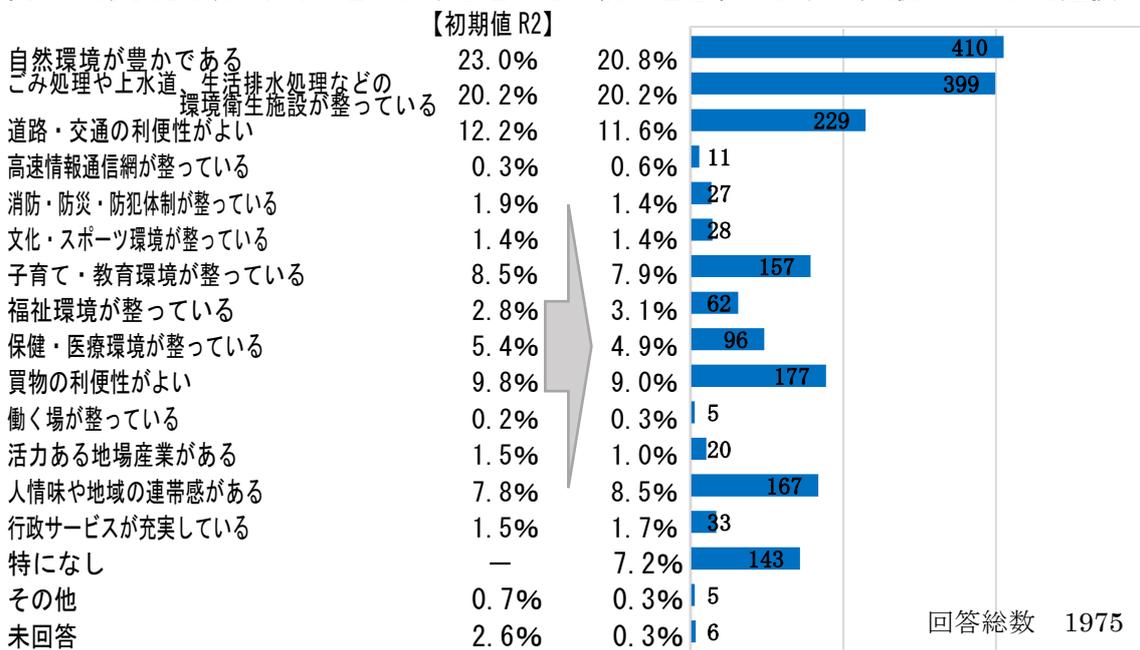
(6) あなたは子育て中ですか



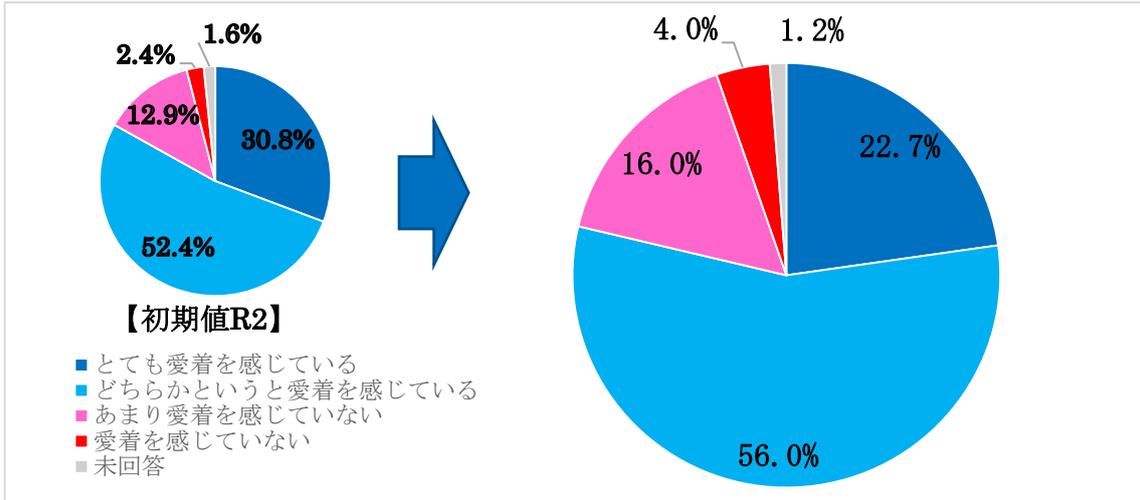
(7) あなたの世帯（あなた自身を含む）に介護が必要な人や障がいのある人がいますか



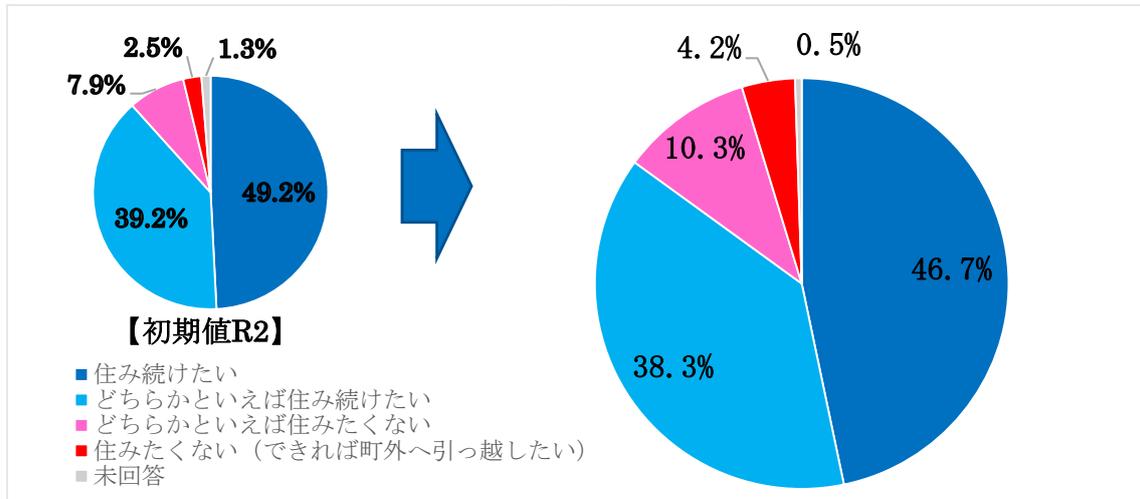
問2 あなたは、大木町のどのようなところが良いと思われますか。(最大3つまで選択)



問3 あなたは、「自分の住む町」として大木町にどの程度愛着を感じていますか

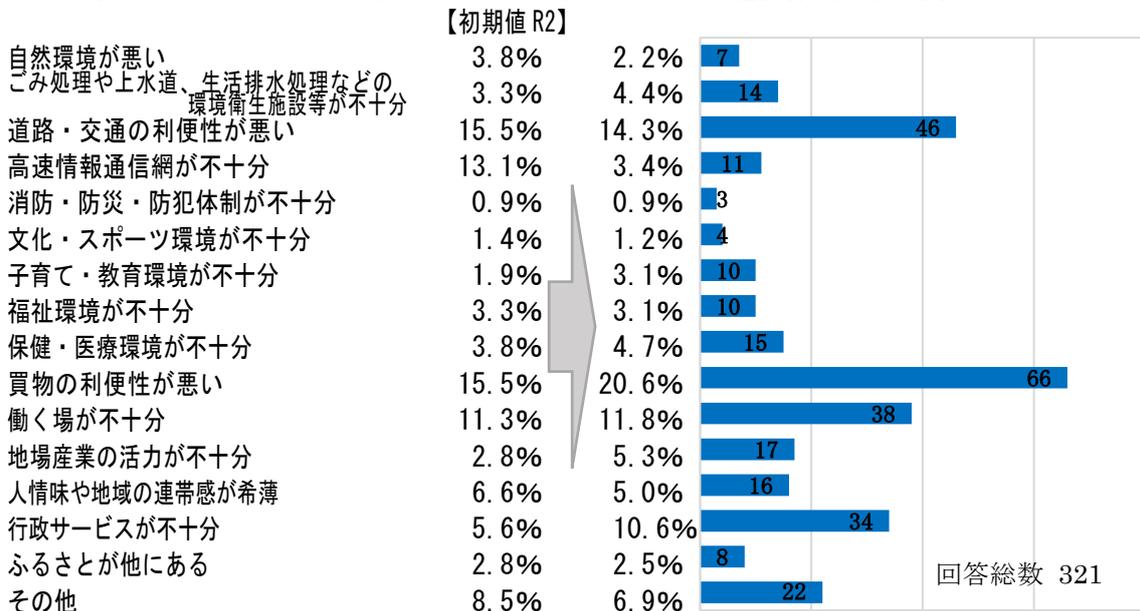


問4 あなたは、これからも大木町に住み続けたいと思いますか



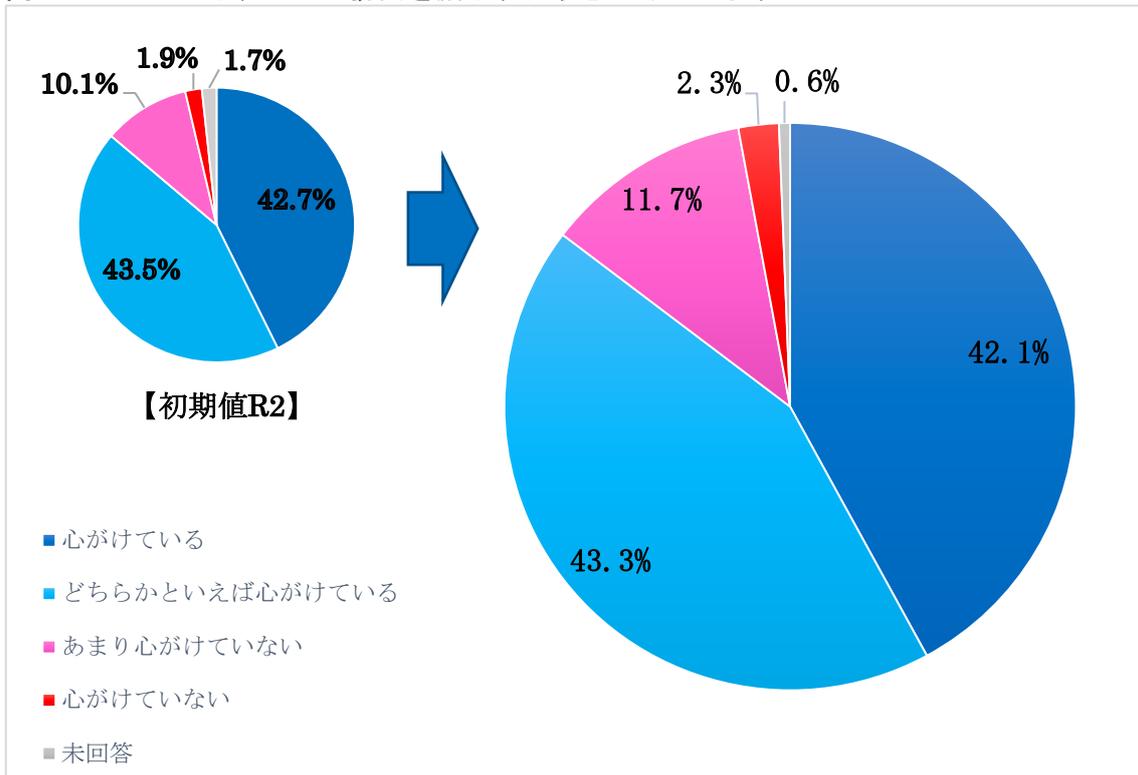
問4付問 その主な理由はなんですか（最大3つまで選択）

※問4で「どちらかといえば住みたくない」「住みたくない」選択者が回答（対象125）

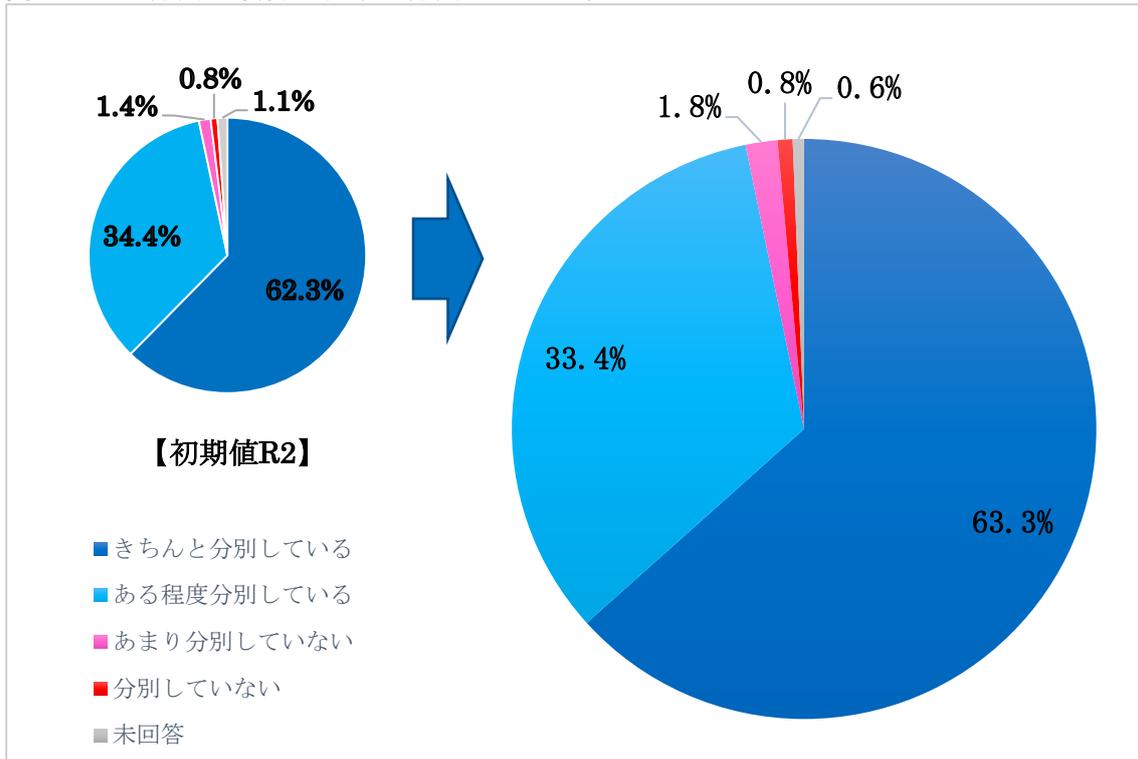


【ごみ・環境問題に関すること】

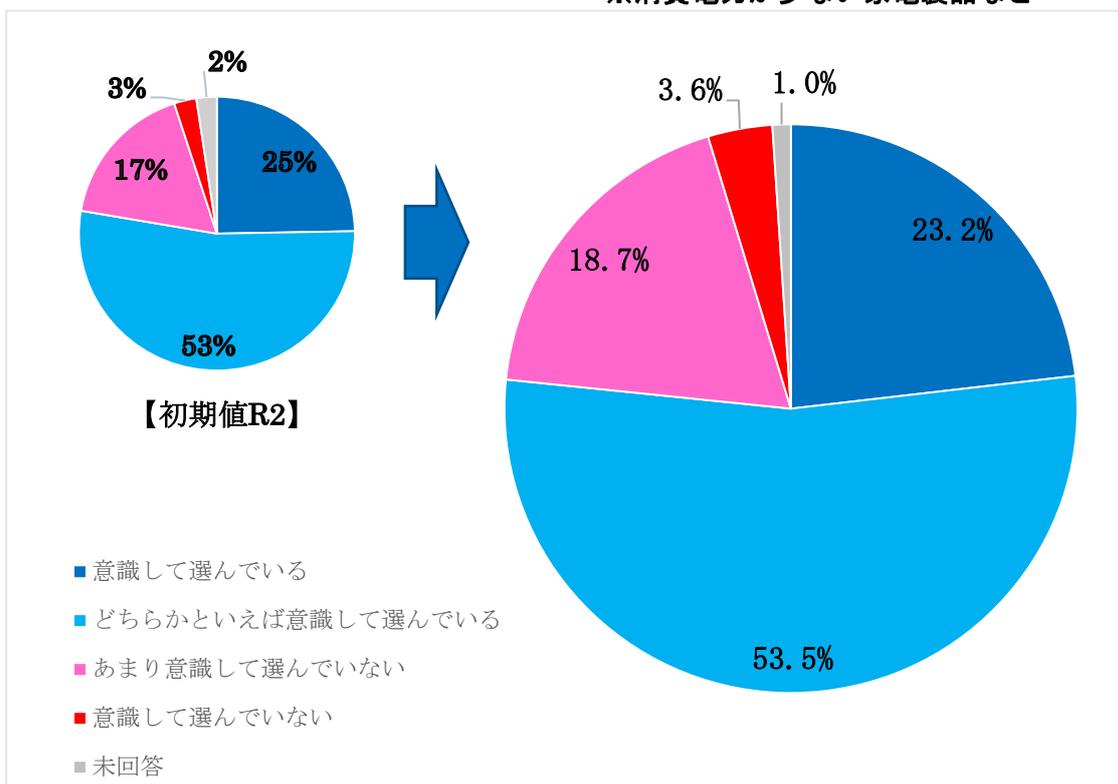
問5 日ごろから、ごみの排出を減らすよう心がけていますか



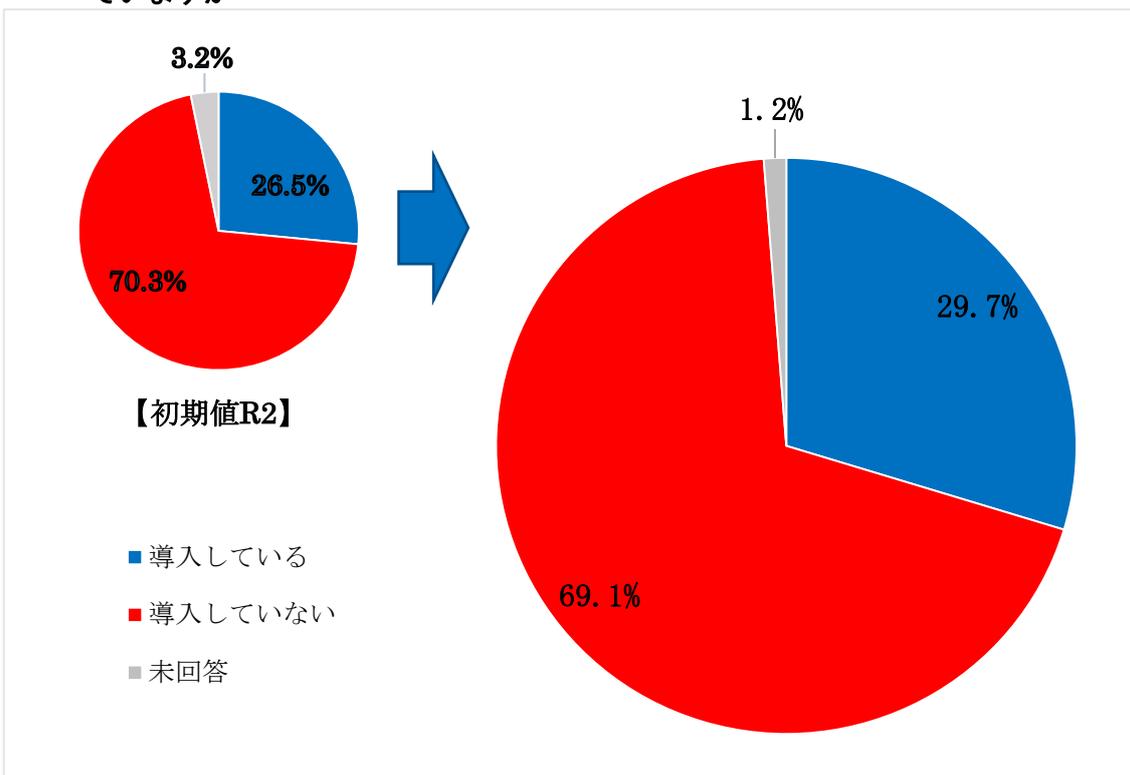
問6 ごみ分別の項目どおりに分別していますか



問7 意識して省エネ性能の良い製品を購入したり、買い換えたりしていますか
※消費電力が少ない家電製品など

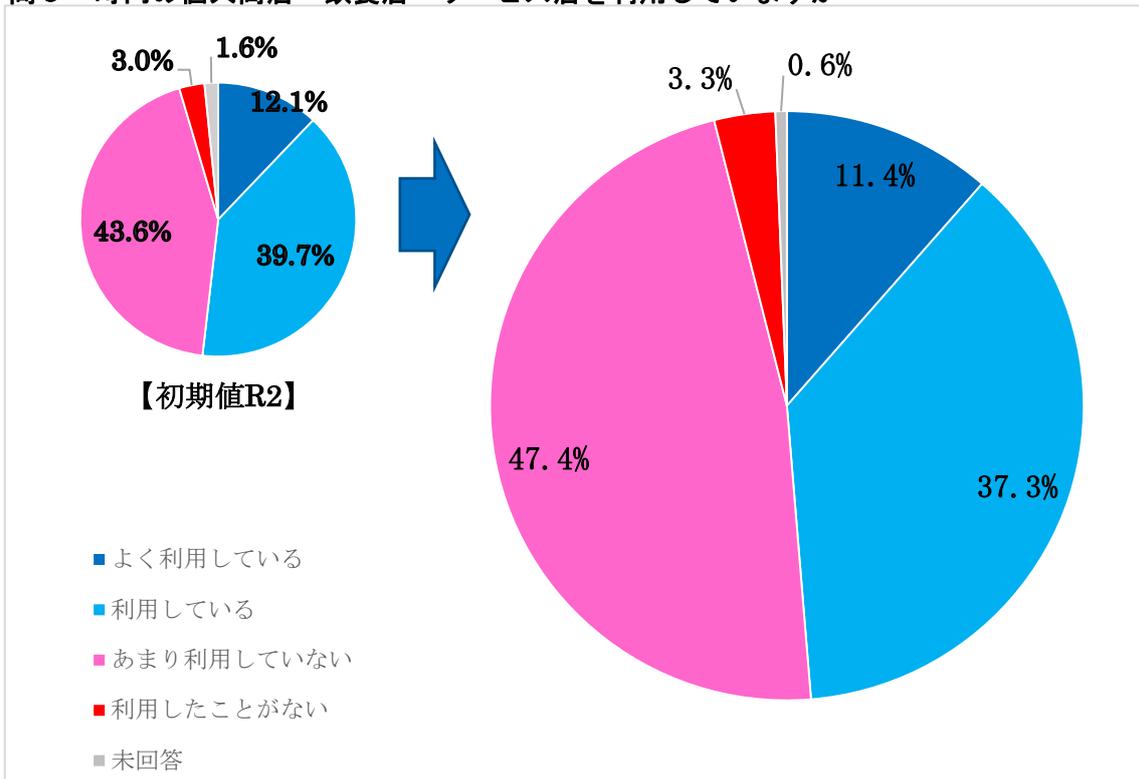


問8 太陽光、太陽熱、蓄電池、電気自動車などの再生可能エネルギー設備を何か導入していますか

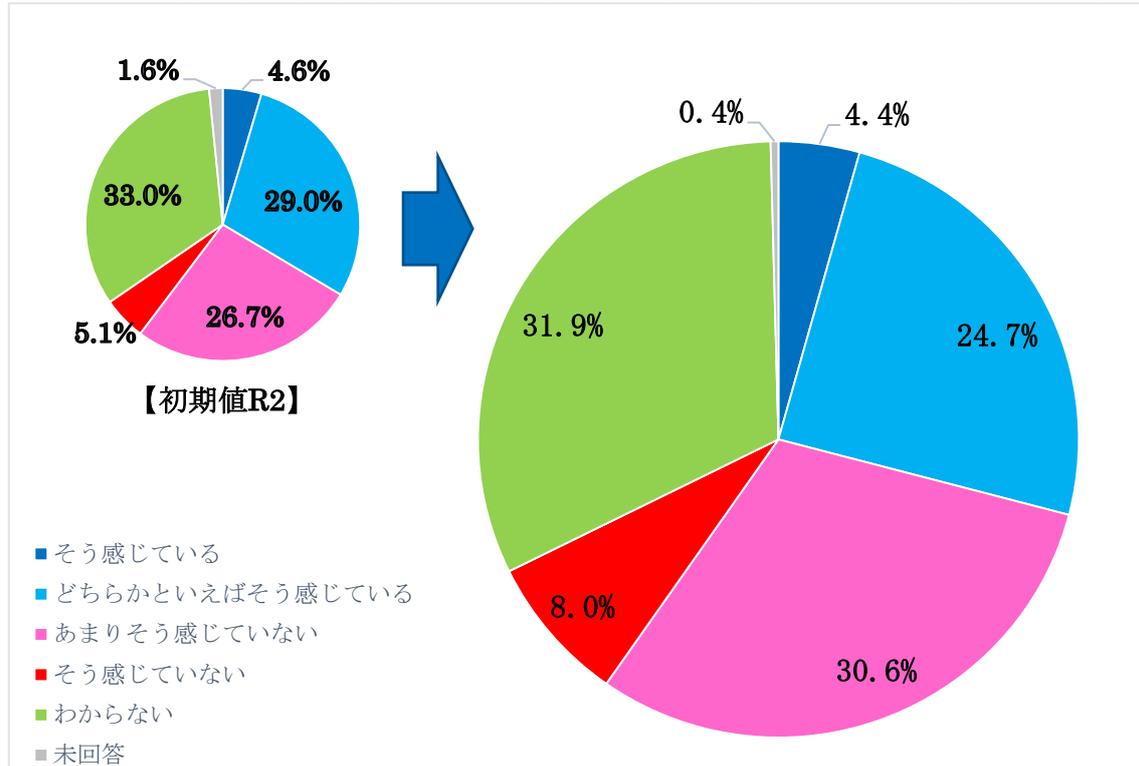


【産業・経済に関すること】

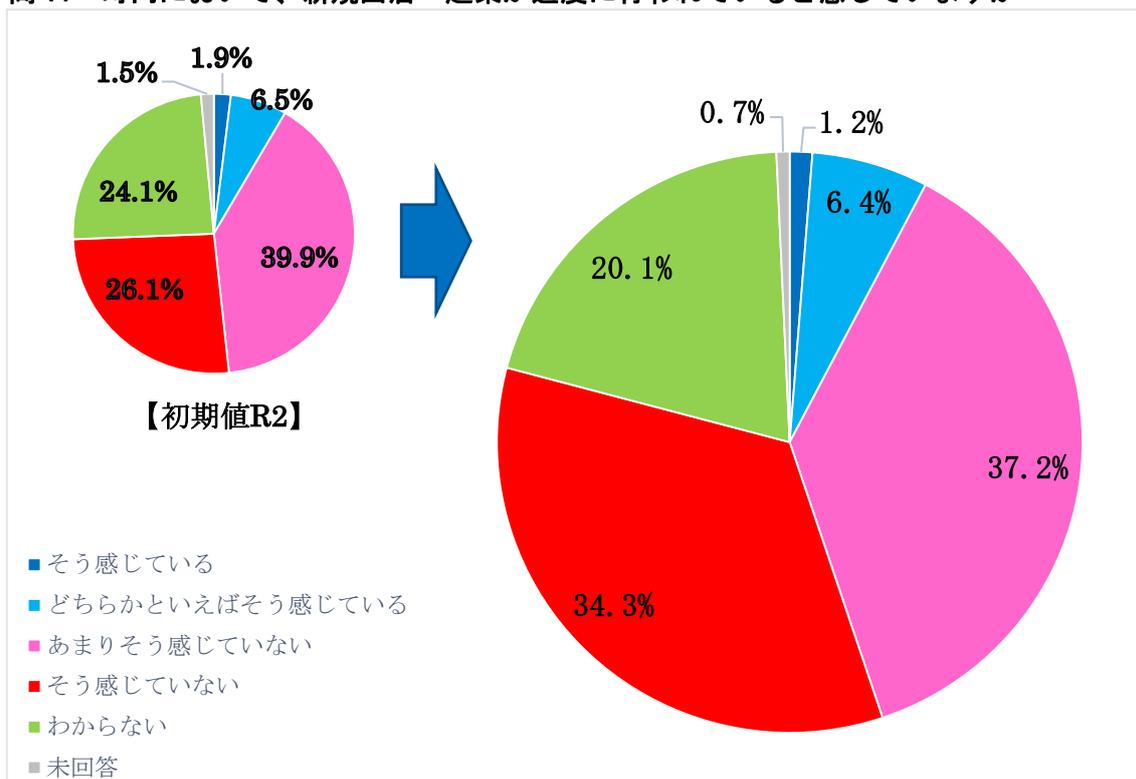
問9 町内の個人商店・飲食店・サービス店を利用していますか



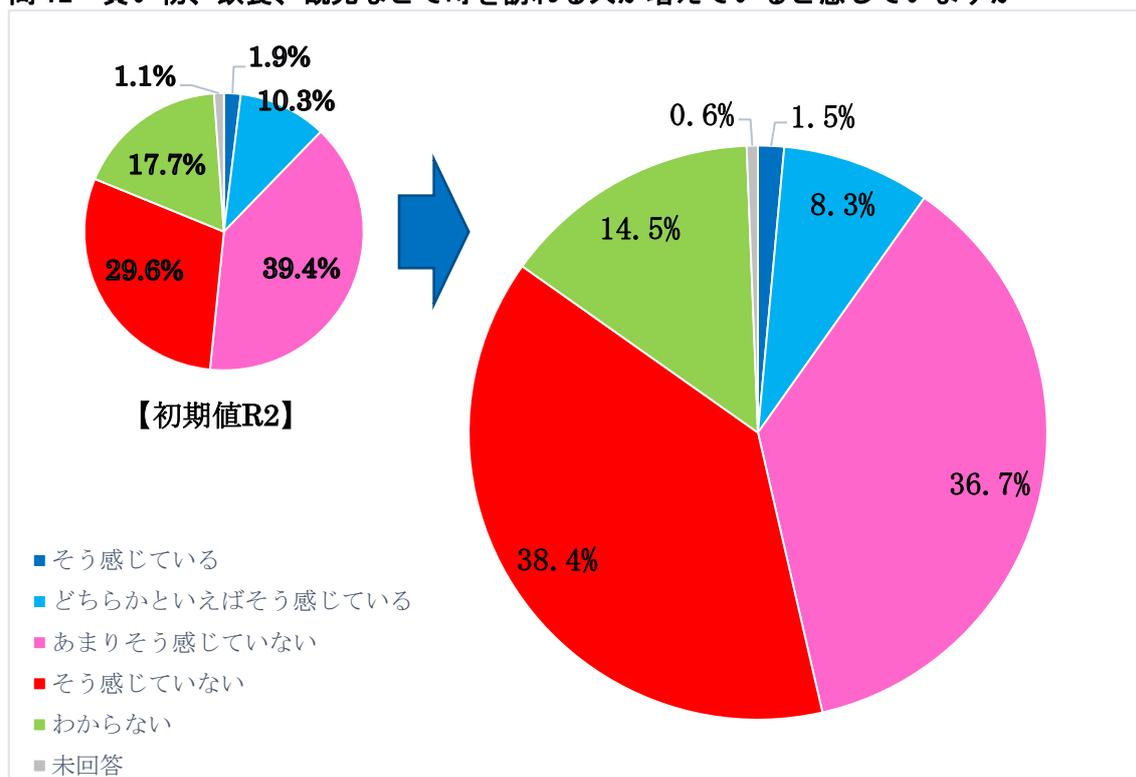
問10 町内の商工業企業、事業者について、安定した経営が行われていると感じていますか



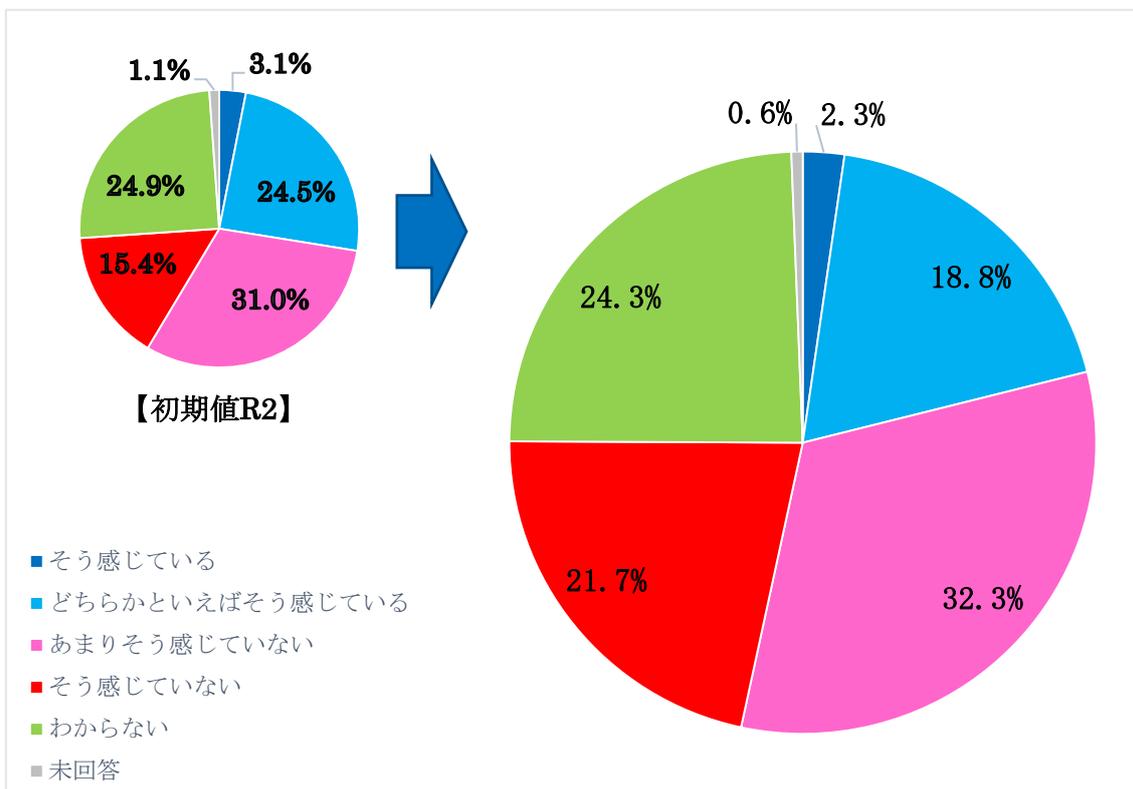
問 11 町内において、新規出店・起業が適度に行われていると感じていますか



問 12 買い物、飲食、観光などで町を訪れる人が増えていると感じていますか

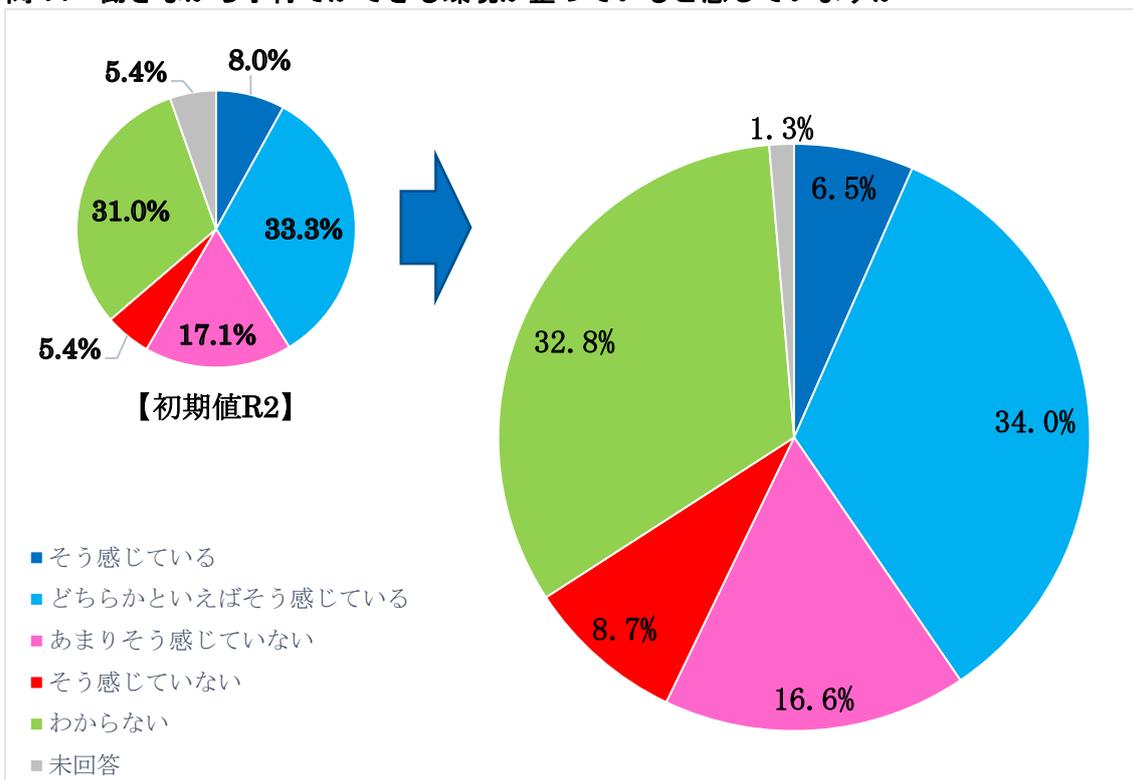


問 13 転入した人が地域活動によく関わり、地元の住民と交流ができていると感じていますか
 (転入した人、地元の人、双方の側からの回答)

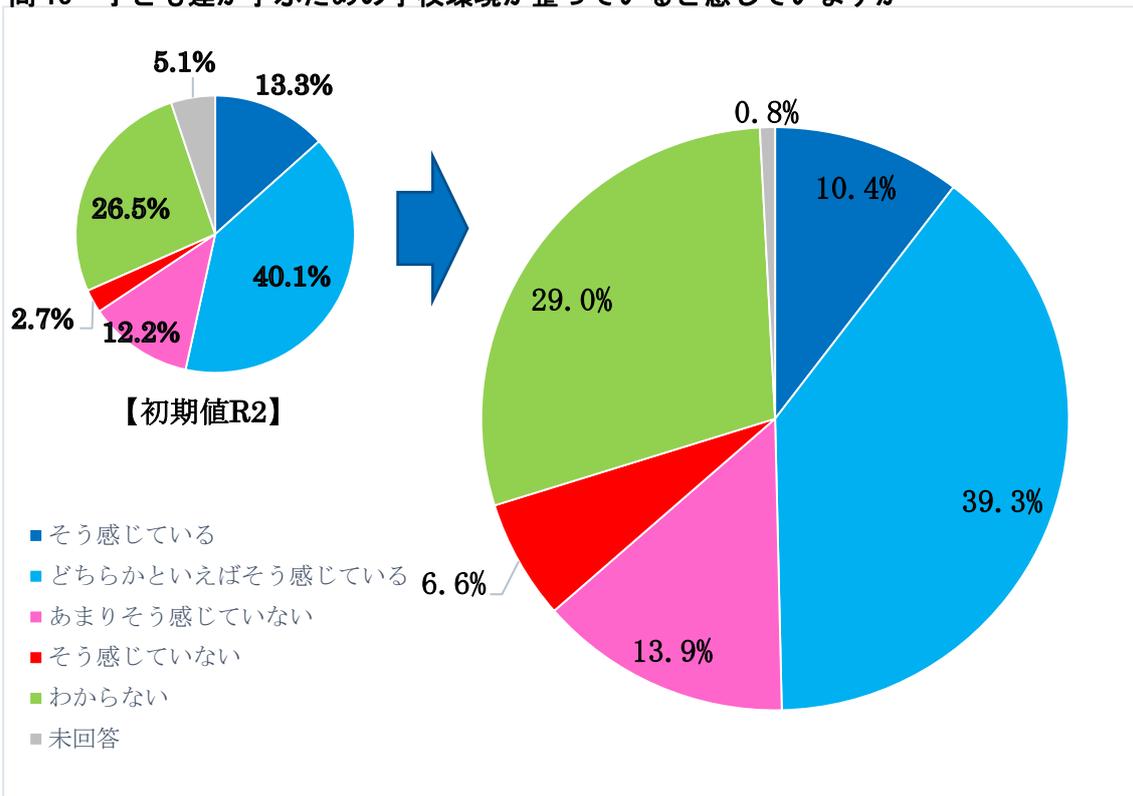


【子育て・子どもの教育に関すること】

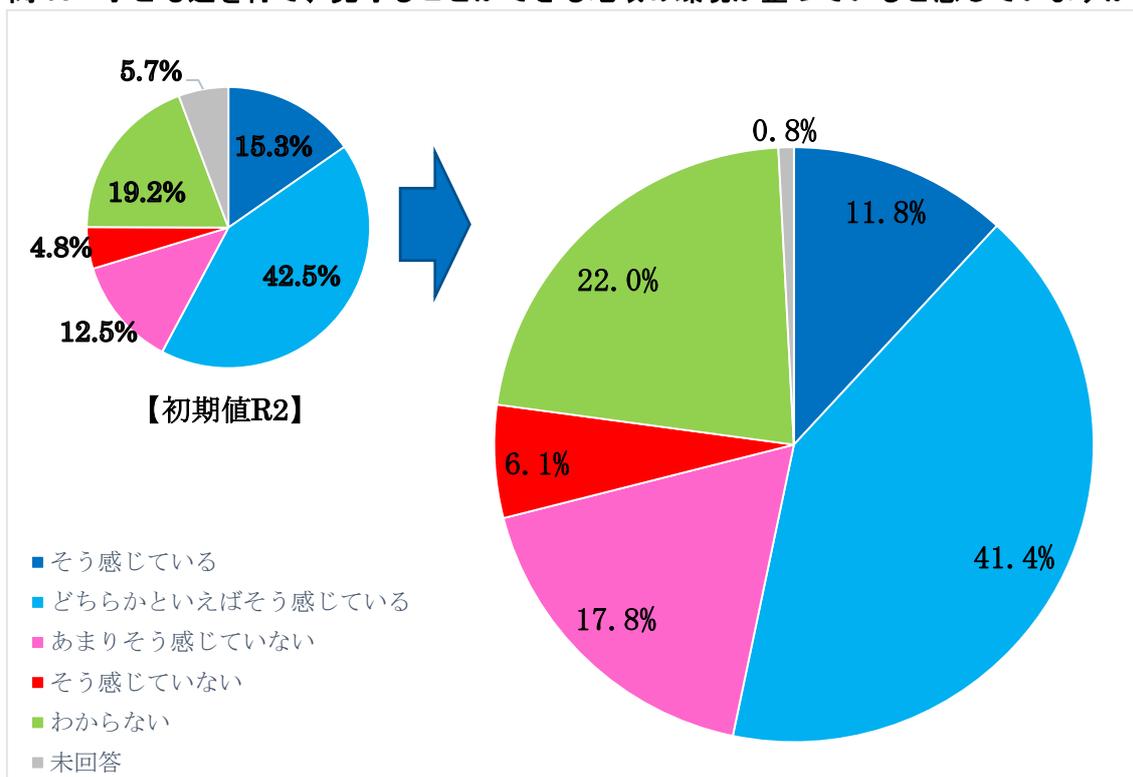
問 14 働きながら子育てができる環境が整っていると感じていますか



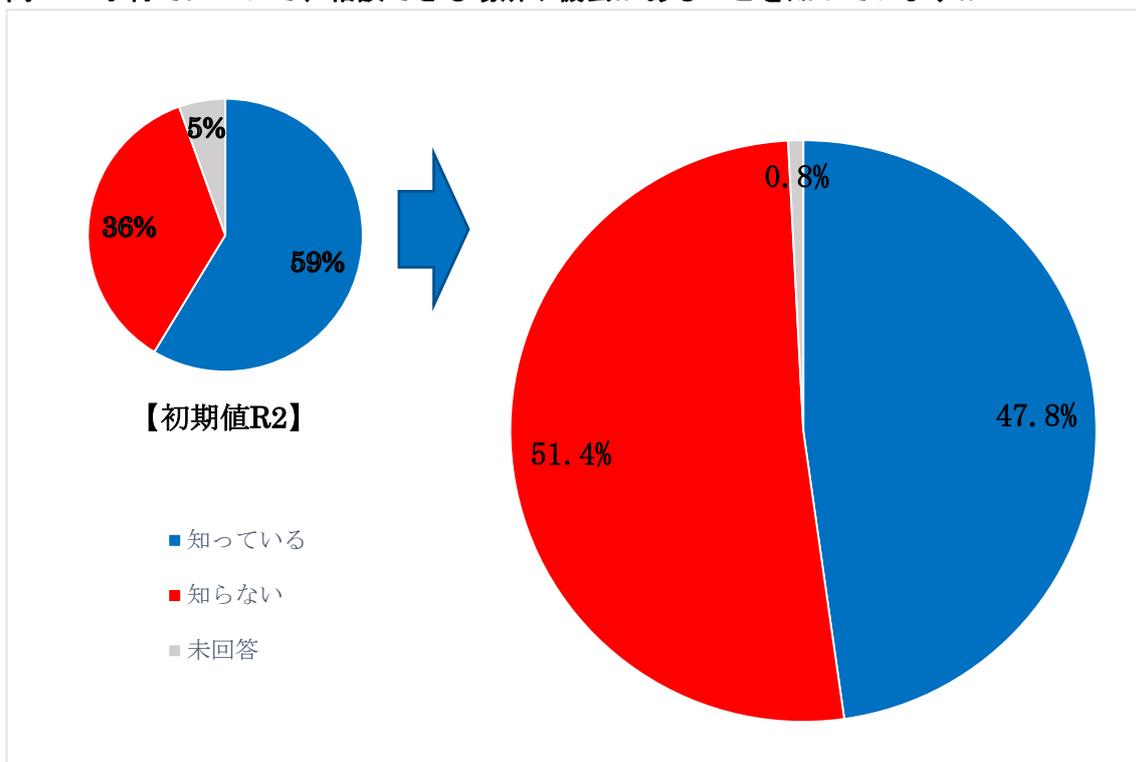
問 15 子ども達が学ぶための学校環境が整っていると感じていますか



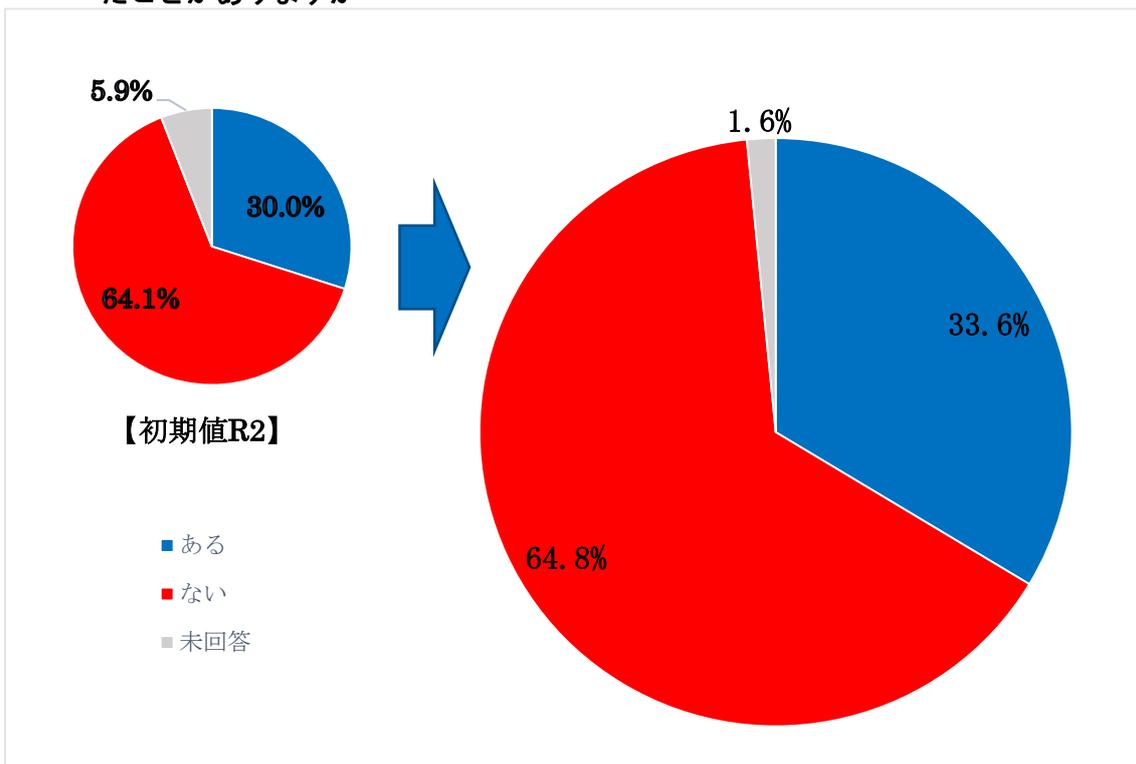
問 16 子ども達を育て、見守ることができる地域の環境が整っていると感じていますか



問 17 子育てについて、相談できる場所や機会があることを知っていますか

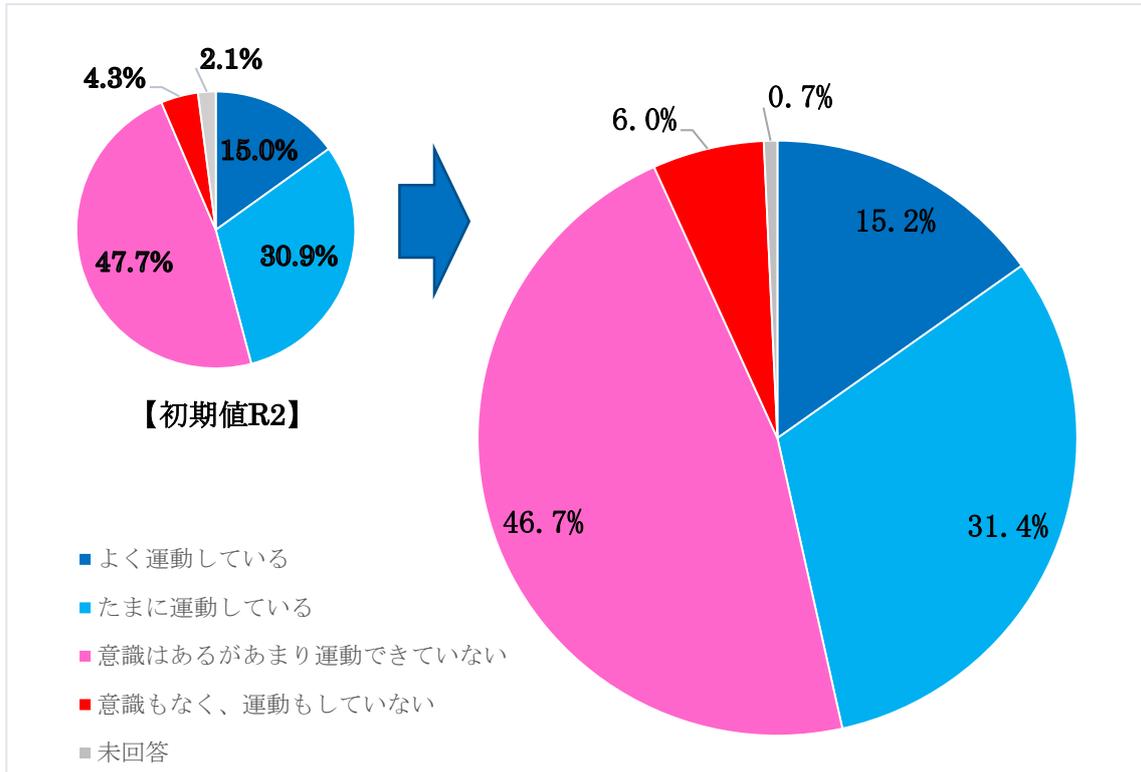


問 18 過去1年間に、学校や地域で行われる子どもの育成活動に、なんらかの形で関わったことがありますか

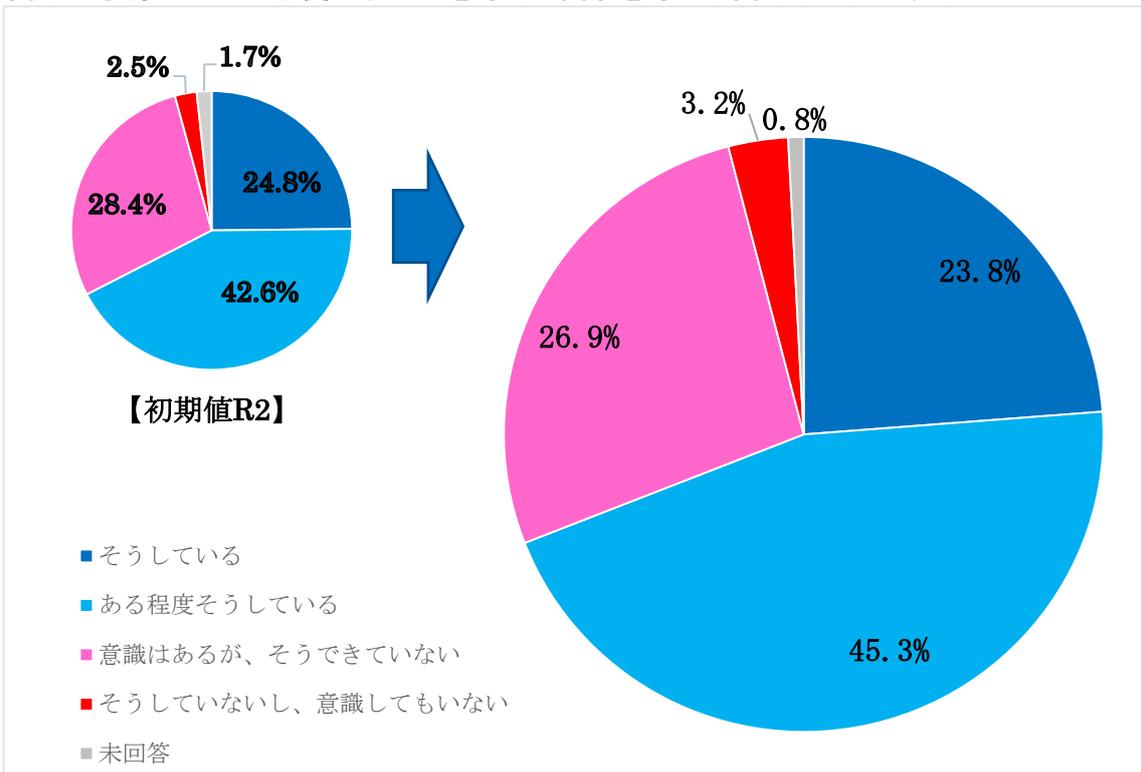


【健康・福祉に関すること】

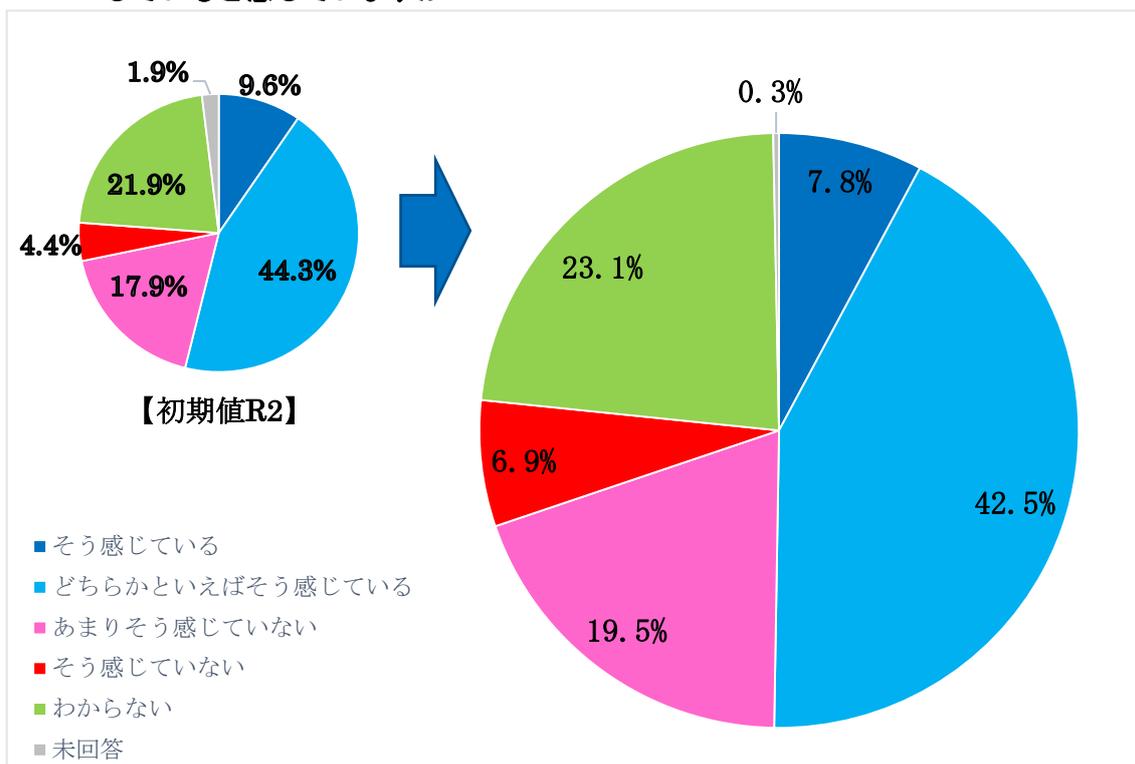
問 19 健康のために意識的に運動をしていますか



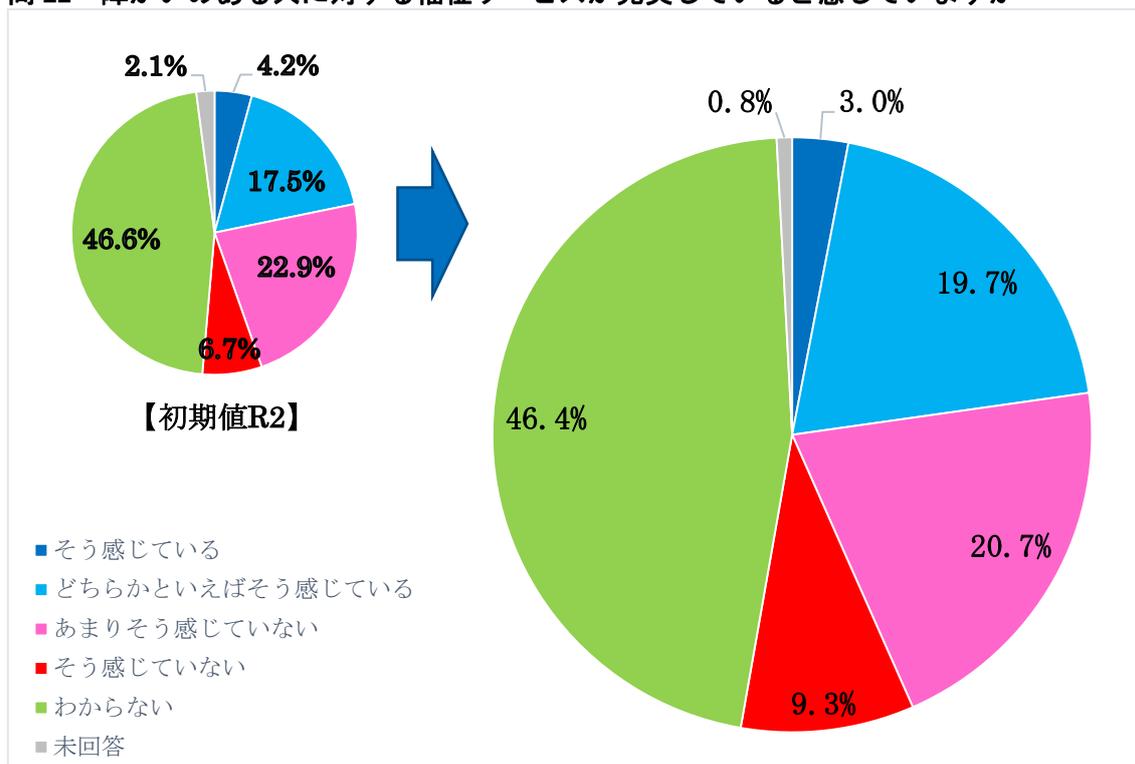
問 20 健康のために栄養バランスを考えた食事を毎日3食とっていますか



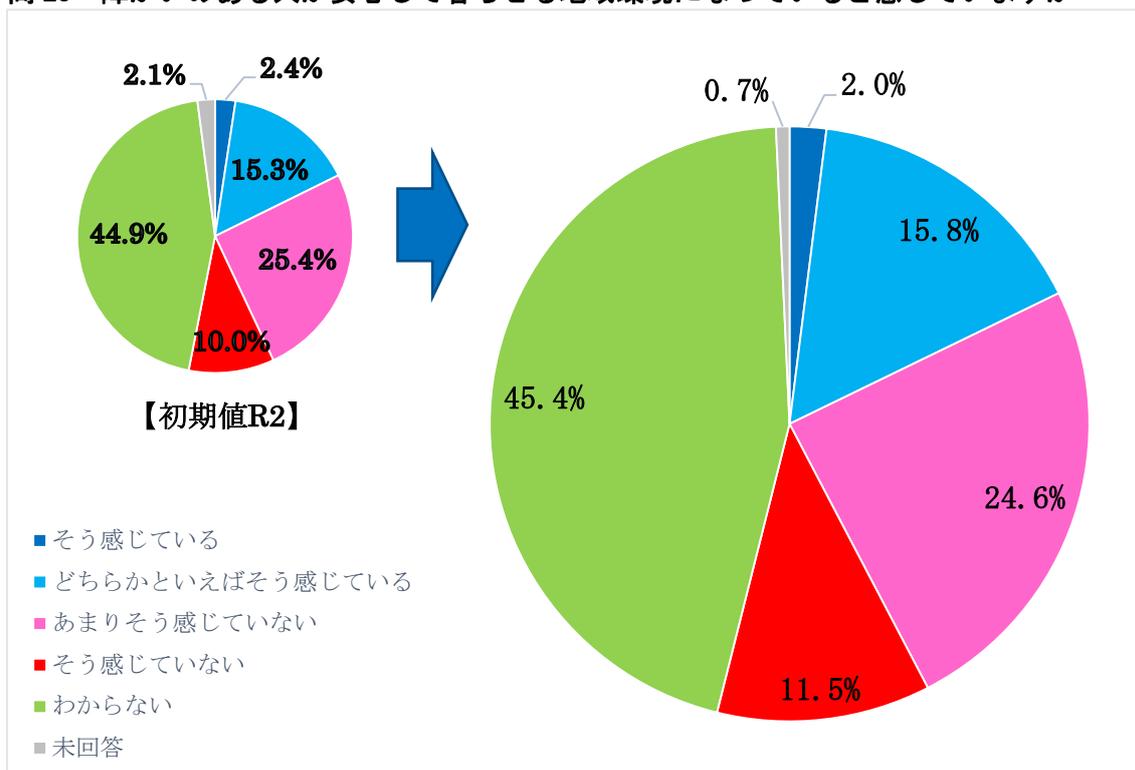
問 21 地域活動、文化スポーツ活動、就労など町のさまざまな分野で高齢者が元気に活躍していると感じていますか



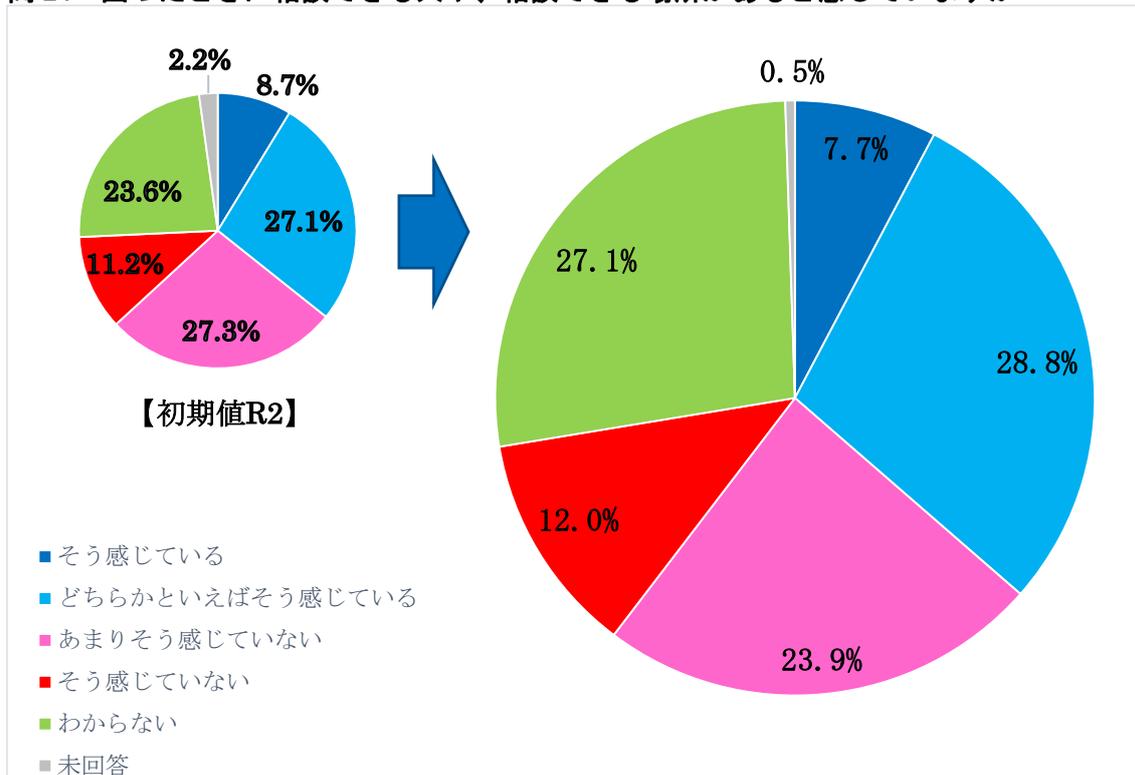
問 22 障がいのある人に対する福祉サービスが充実していると感じていますか



問 23 障がいのある人が安心して暮らせる地域環境になっていると感じていますか

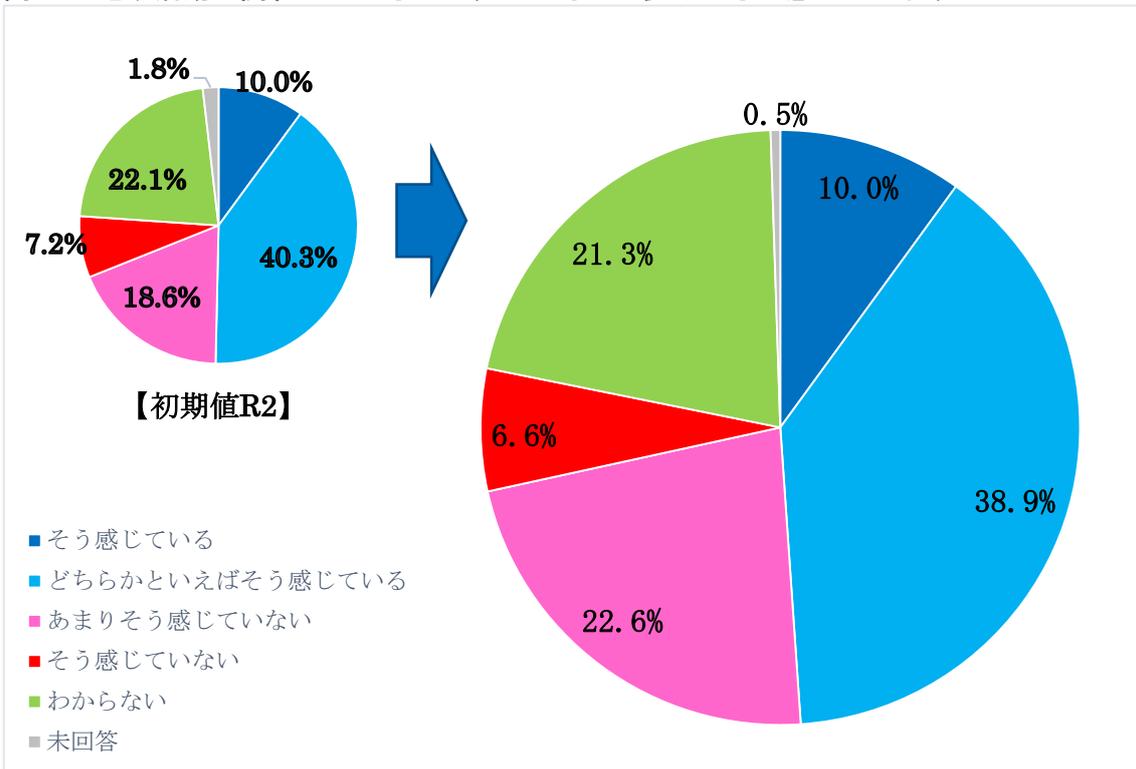


問 24 困ったときに相談できる人や、相談できる場所があると感じていますか

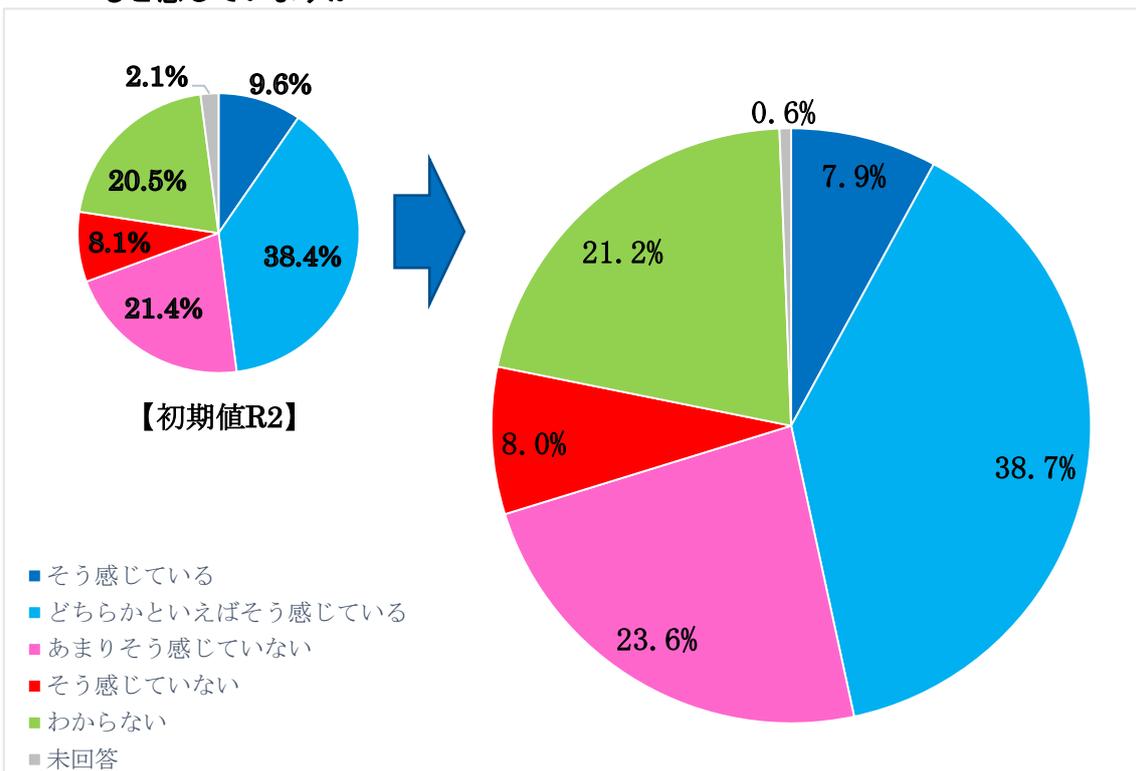


【地域・暮らし・文化に関すること】

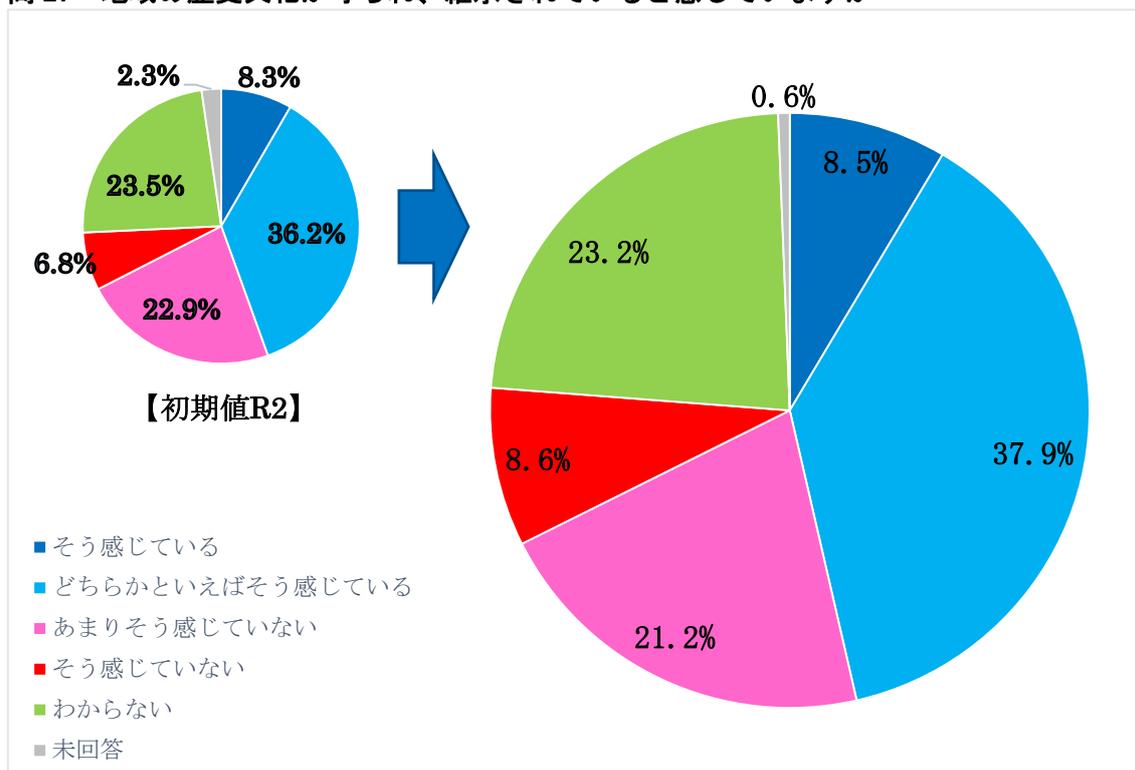
問 25 地域活動に関わっている人が、この町には多くいると感じていますか



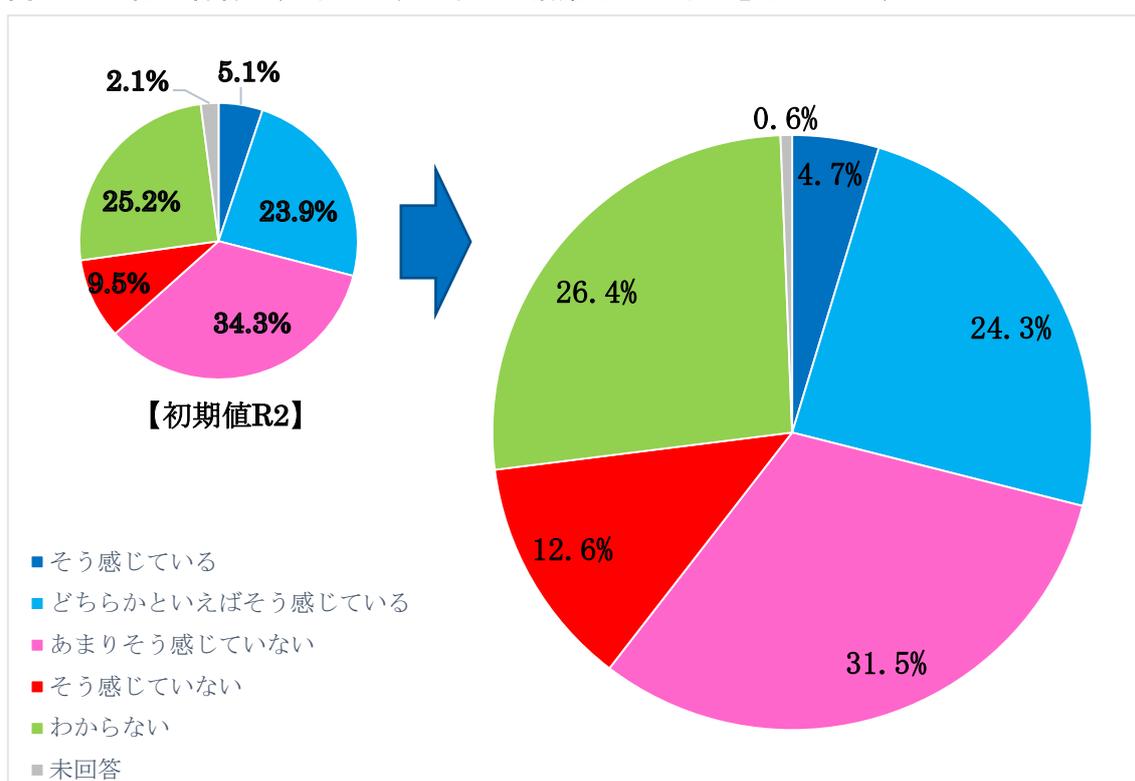
問 26 校区や行政区において、地域住民による自主的、主体的な地域づくりが行われていると感じていますか



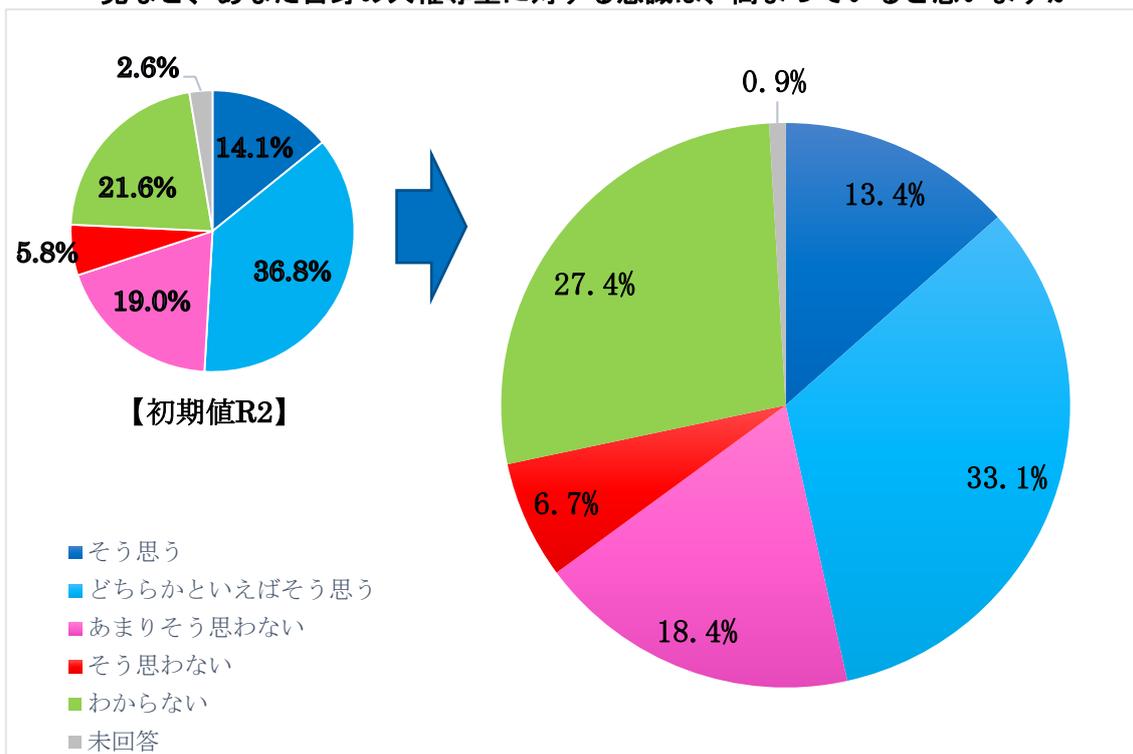
問 27 地域の歴史文化が守られ、継承されていると感じていますか



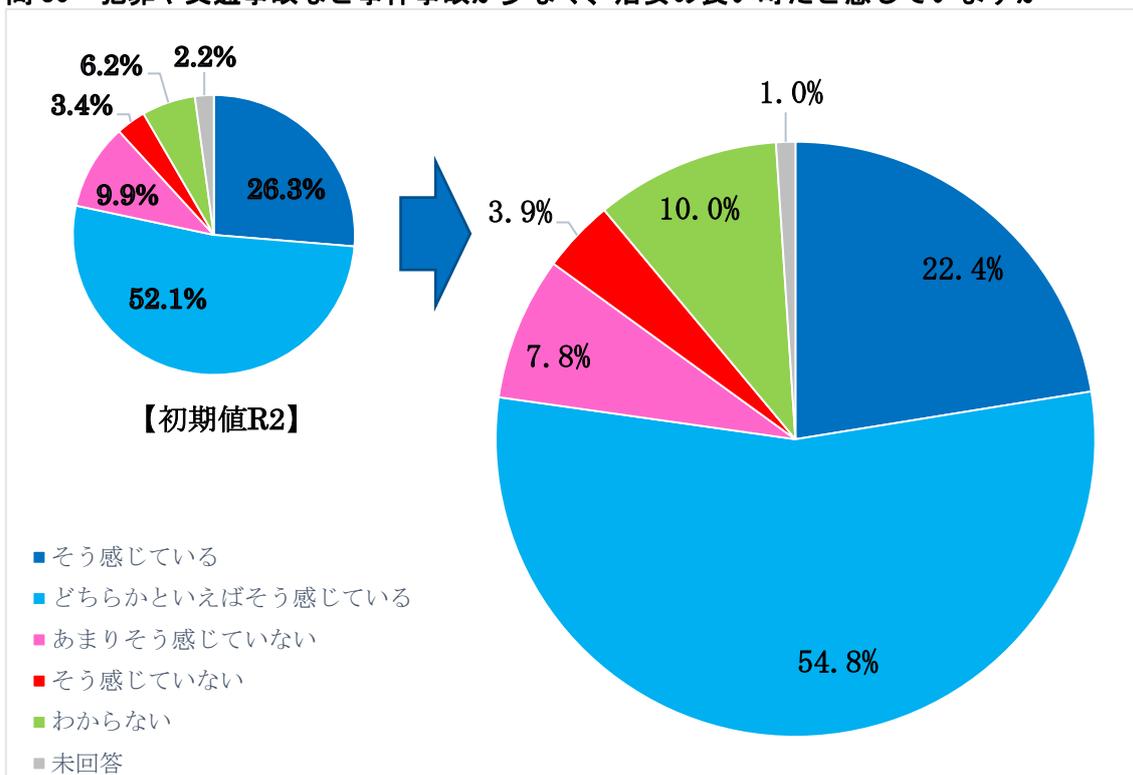
問 28 女性や若者が、町や地域のなかで活躍していると感じていますか



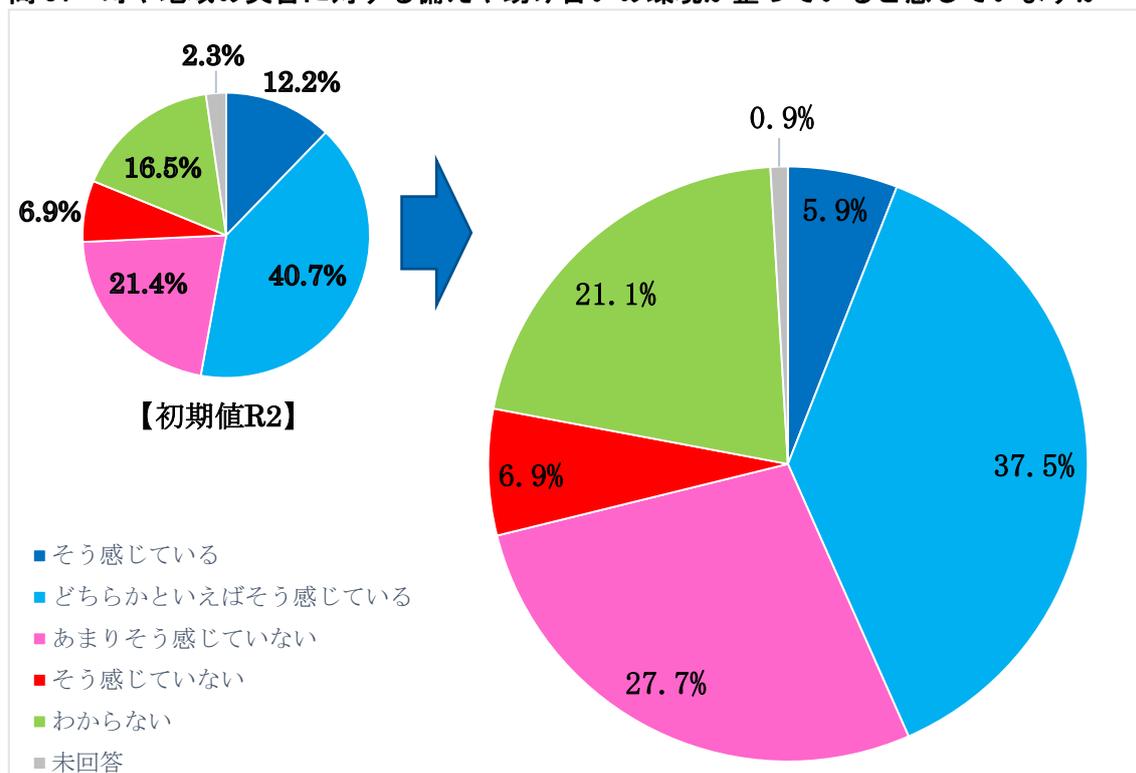
問 29 同和問題や女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人などに対する差別・偏見など、あなた自身の人権尊重に対する意識は、高まっていると思いますか



問 30 犯罪や交通事故など事件事故が少なく、治安の良い町だと感じていますか

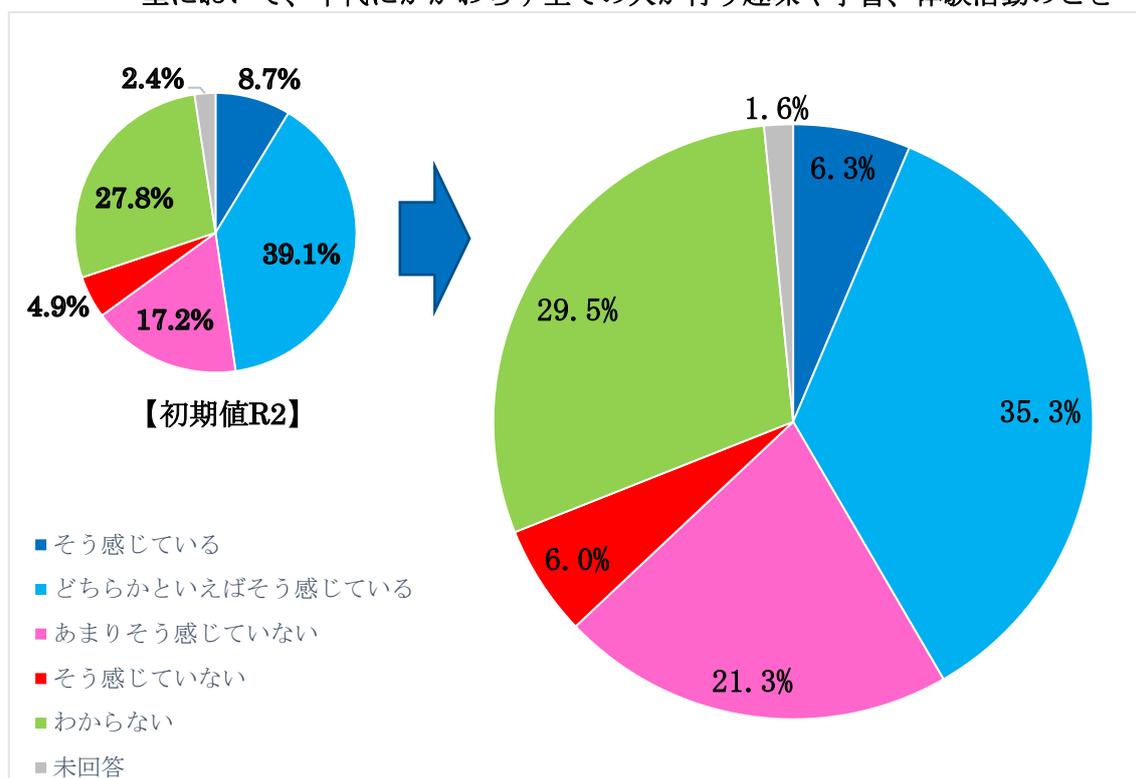


問 31 町や地域の災害に対する備えや助け合いの環境が整っていると感じていますか



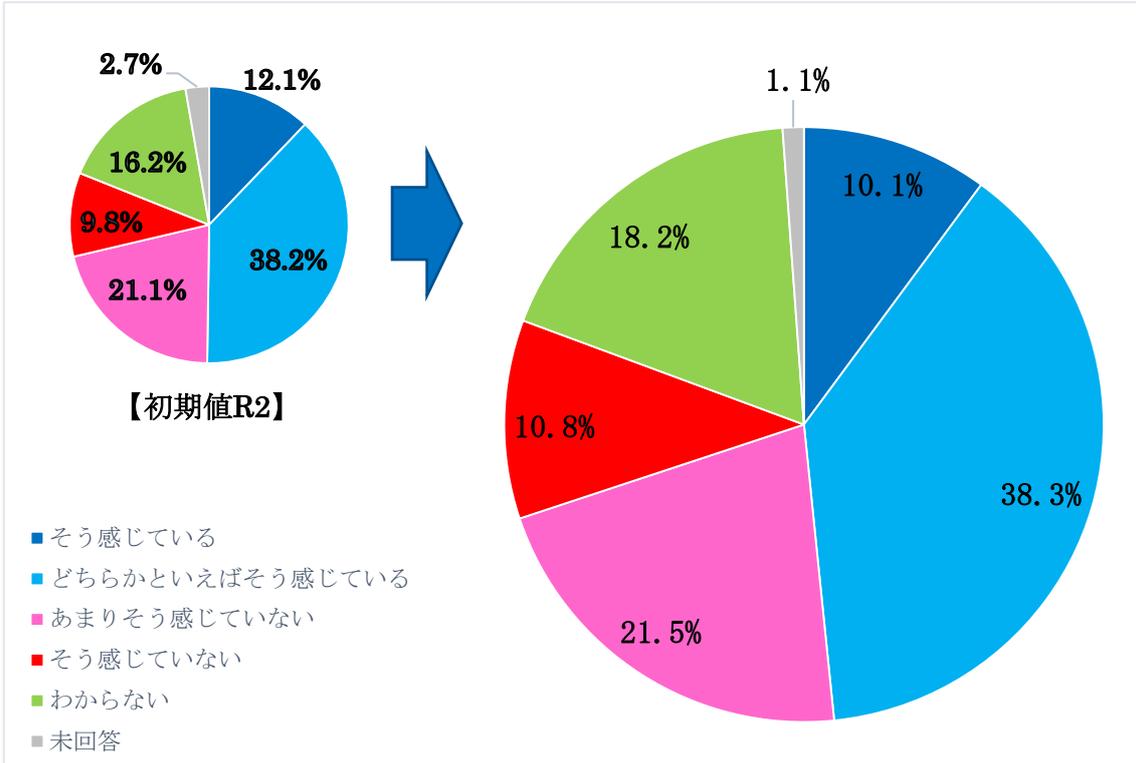
問 32 文化面、スポーツ面の生涯学習活動が充実して行われていると感じていますか

※「生涯学習活動」…町の実施事業のほか、クラブ・サークル活動、民間の各種教室において、年代にかかわらず全ての人が行う趣味や学習、体験活動のこと

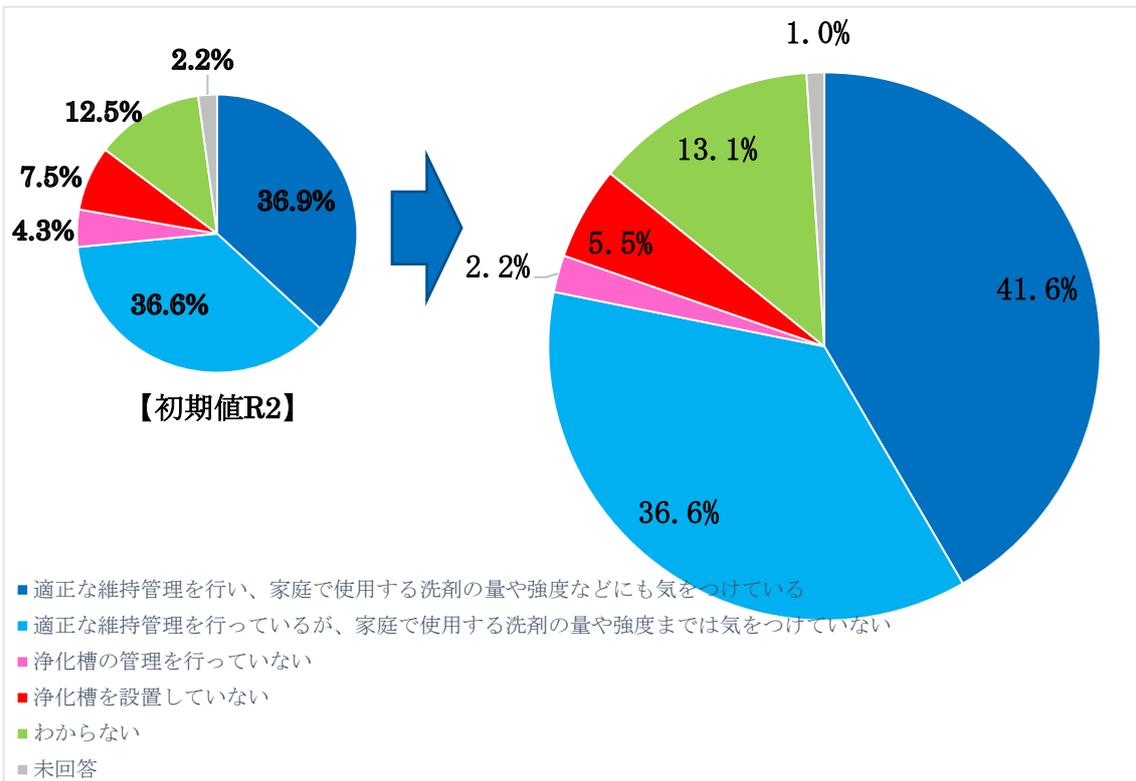


【景観・生活インフラに関すること】

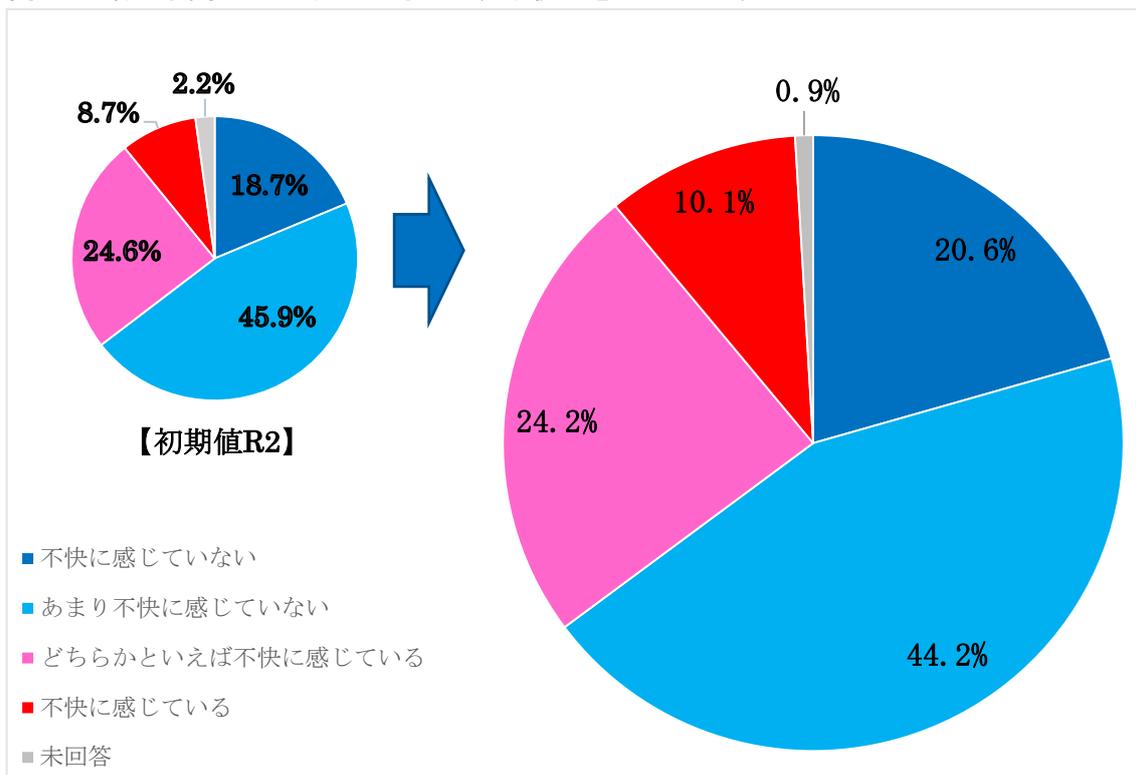
問 33 堀のある町の自然風景が守られながら、適度な宅地造成などの開発が行われていると感じていますか



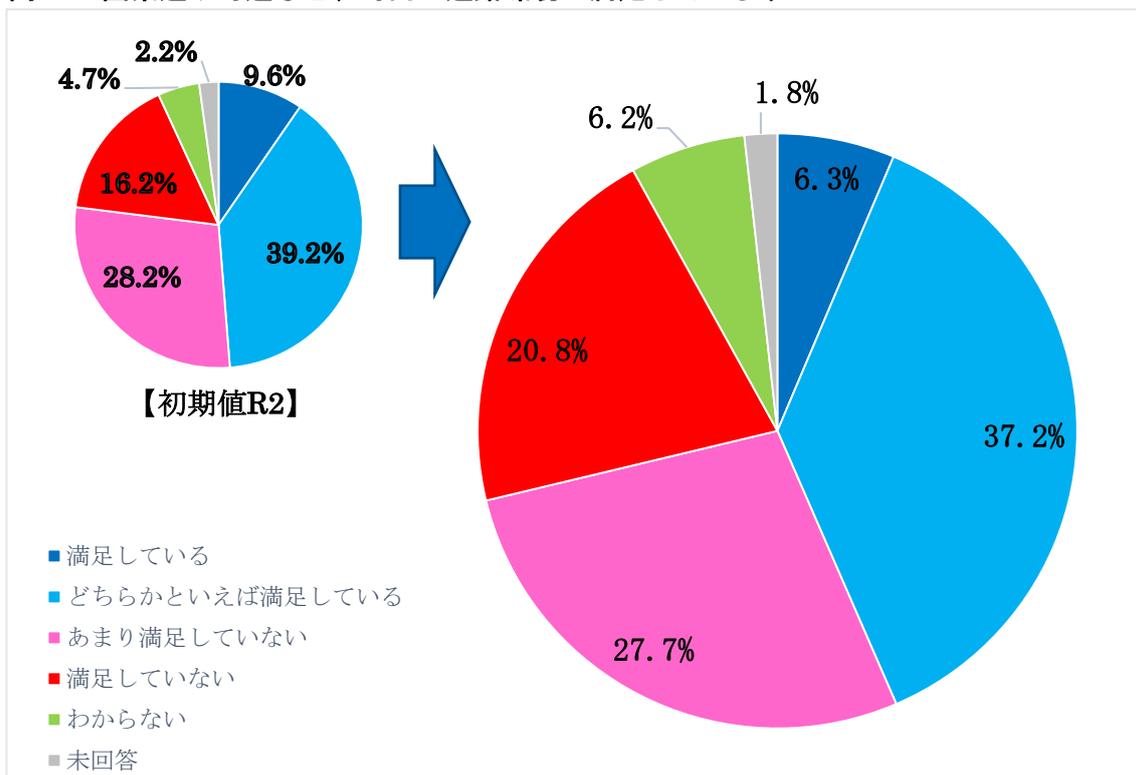
問 34 浄化槽の適正な維持管理（浄化槽維持管理協会加入による管理委託など）を行い、浄化された水を排水していますか



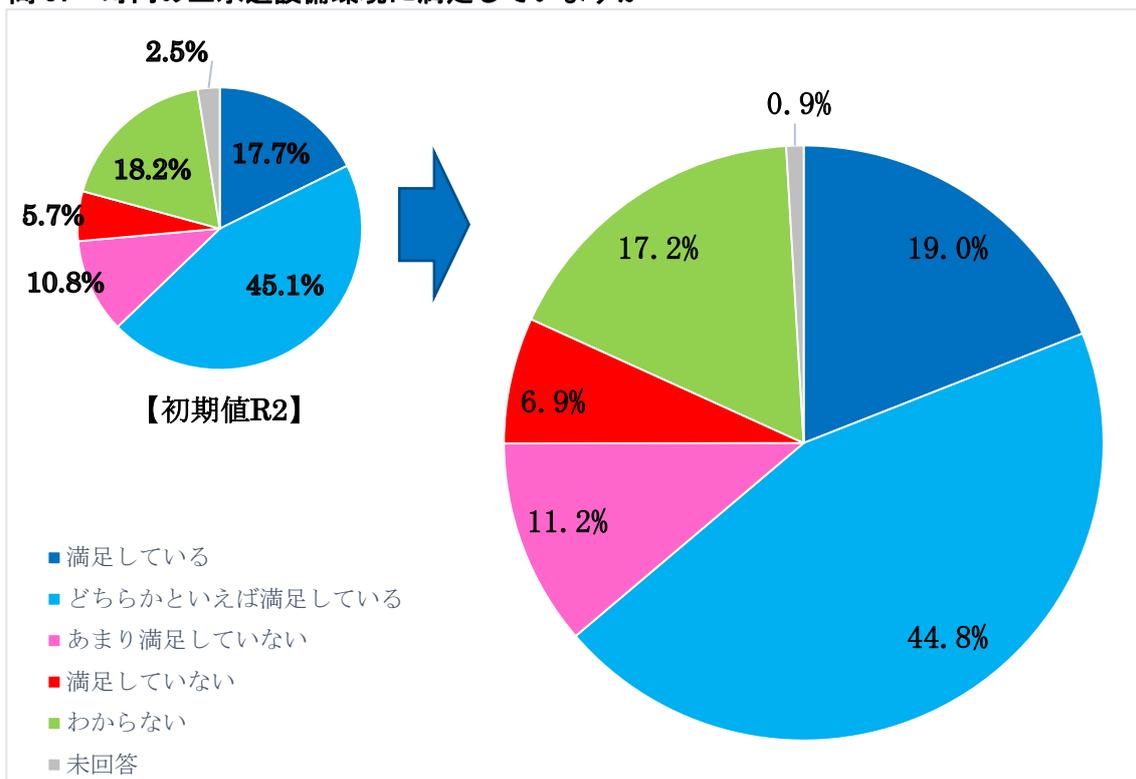
問 35 堀の水質や匂いなどに対して、不快に感じていますか



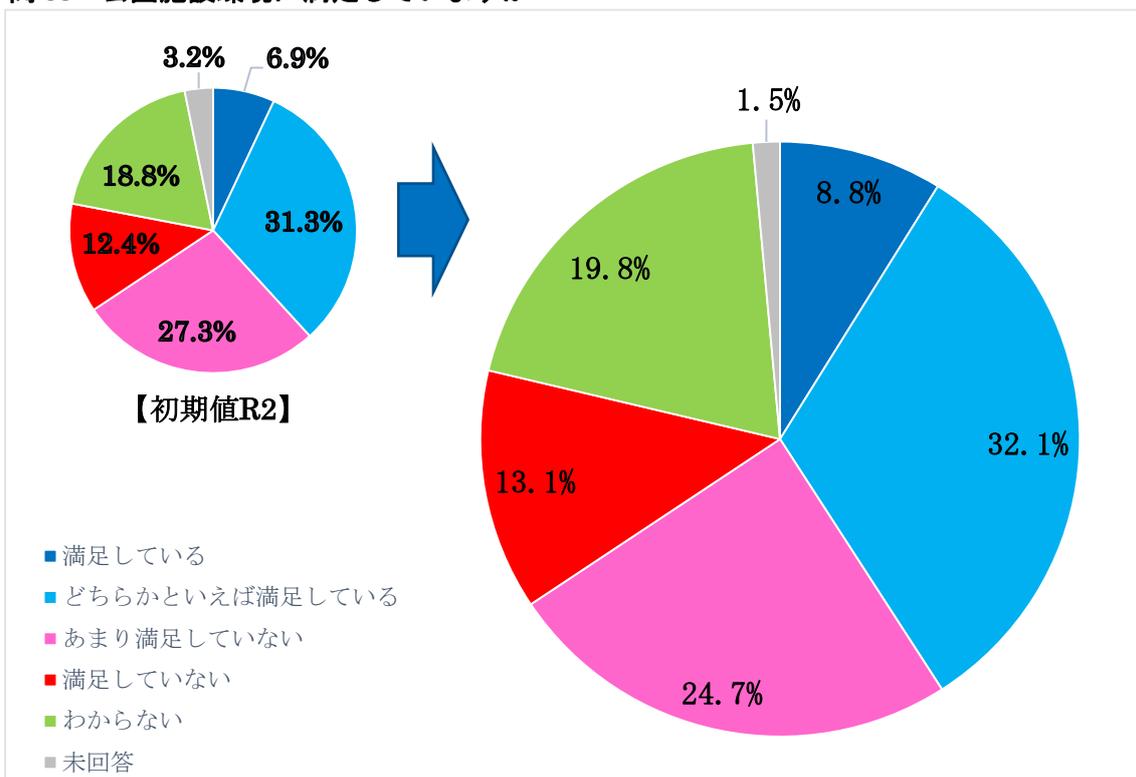
問 36 国県道や町道など、町内の道路環境に満足していますか



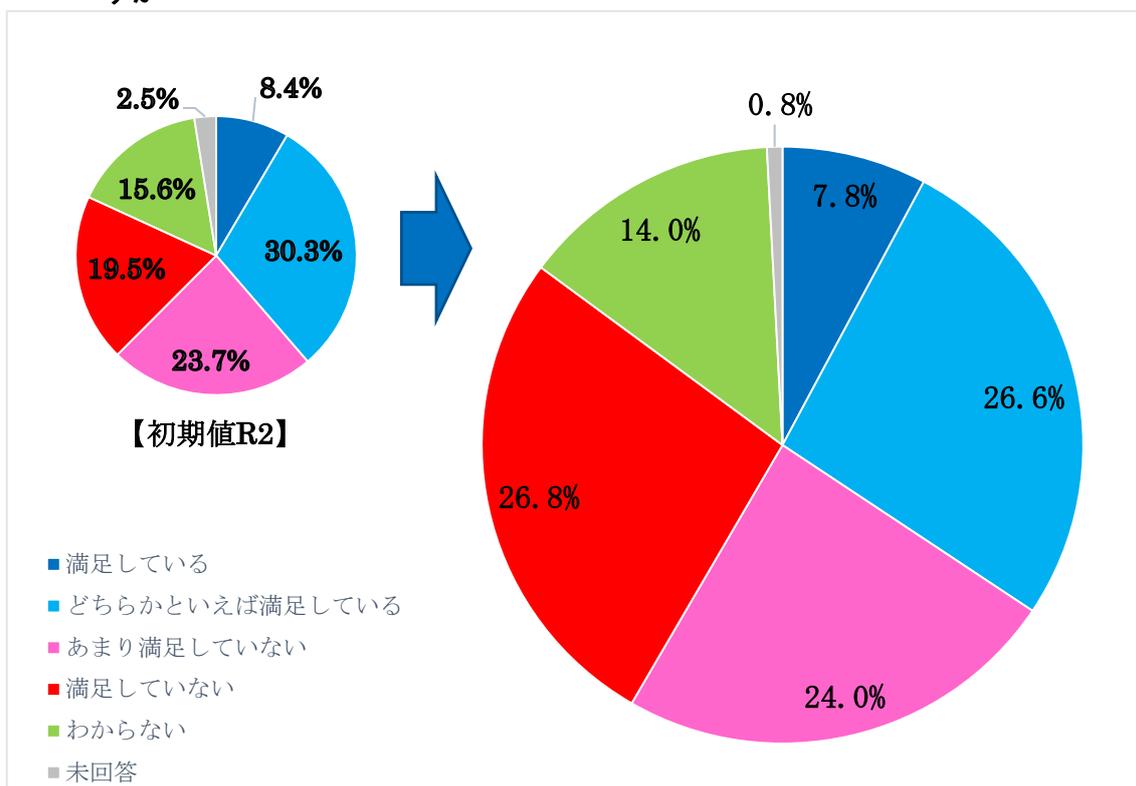
問 37 町内の上水道設備環境に満足していますか



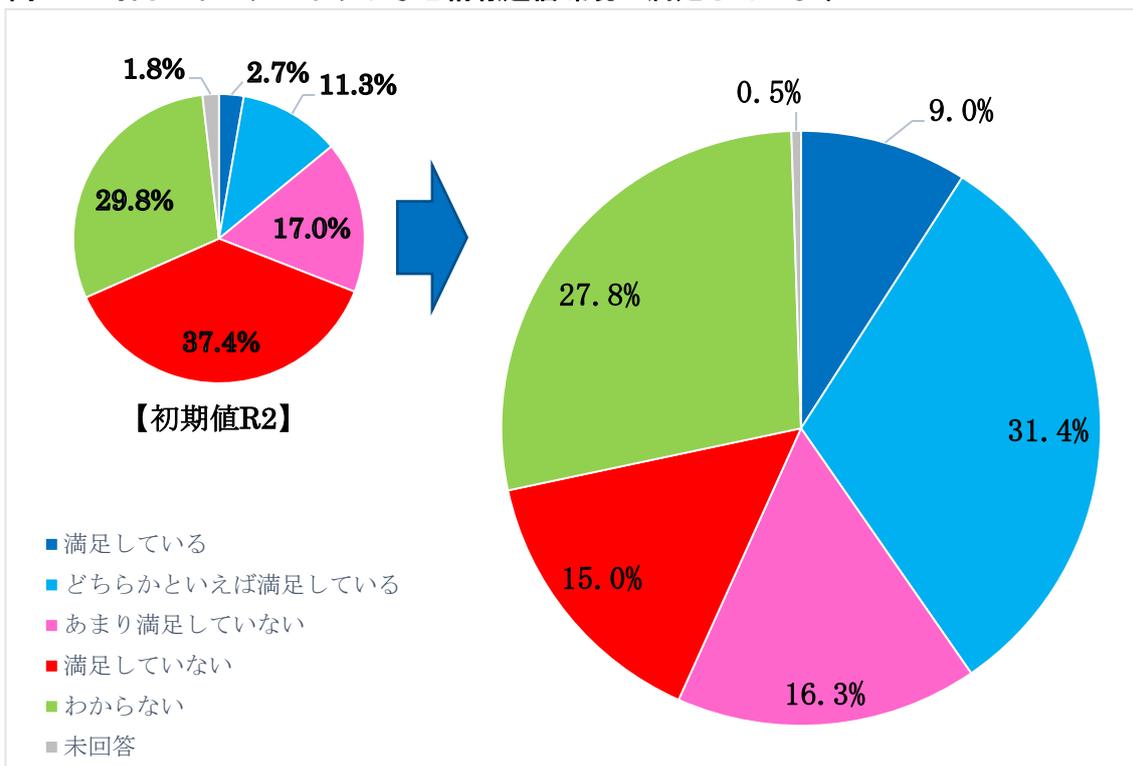
問 38 公園施設環境に満足していますか



問 39 町内の電車、バスの公共交通環境や、町内の地域間の移動手段環境に満足していますか

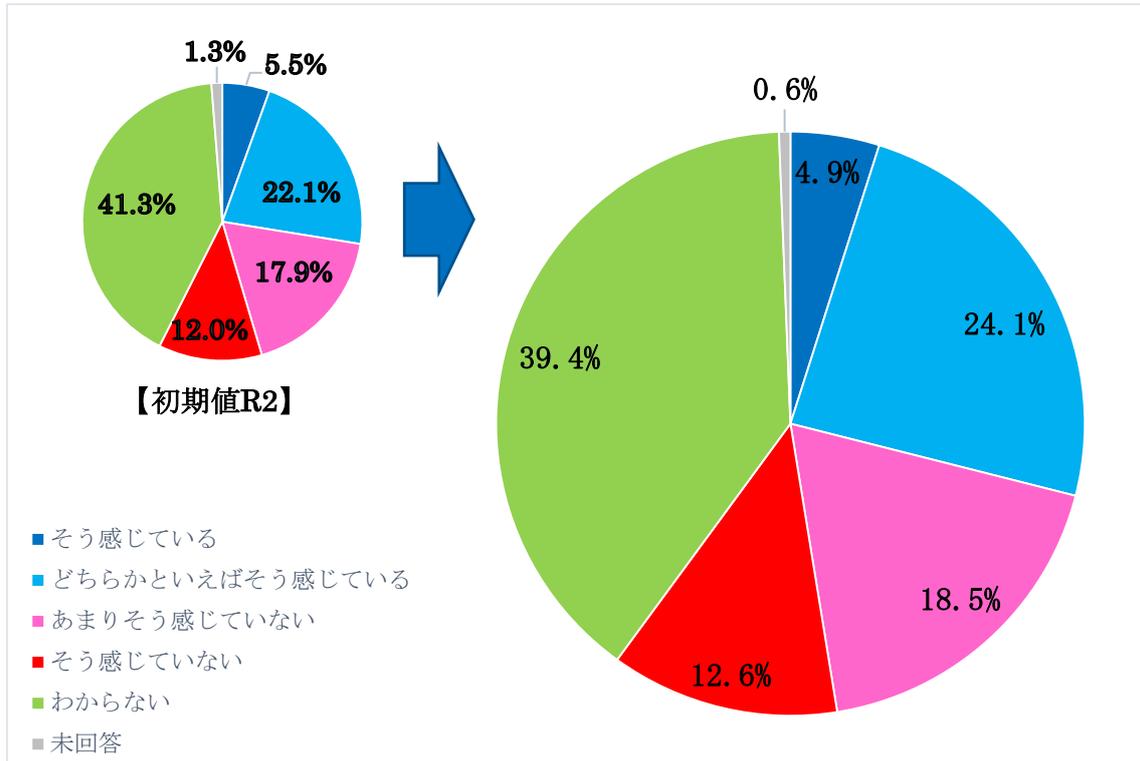


問 40 町内のインターネットなど情報通信環境に満足していますか

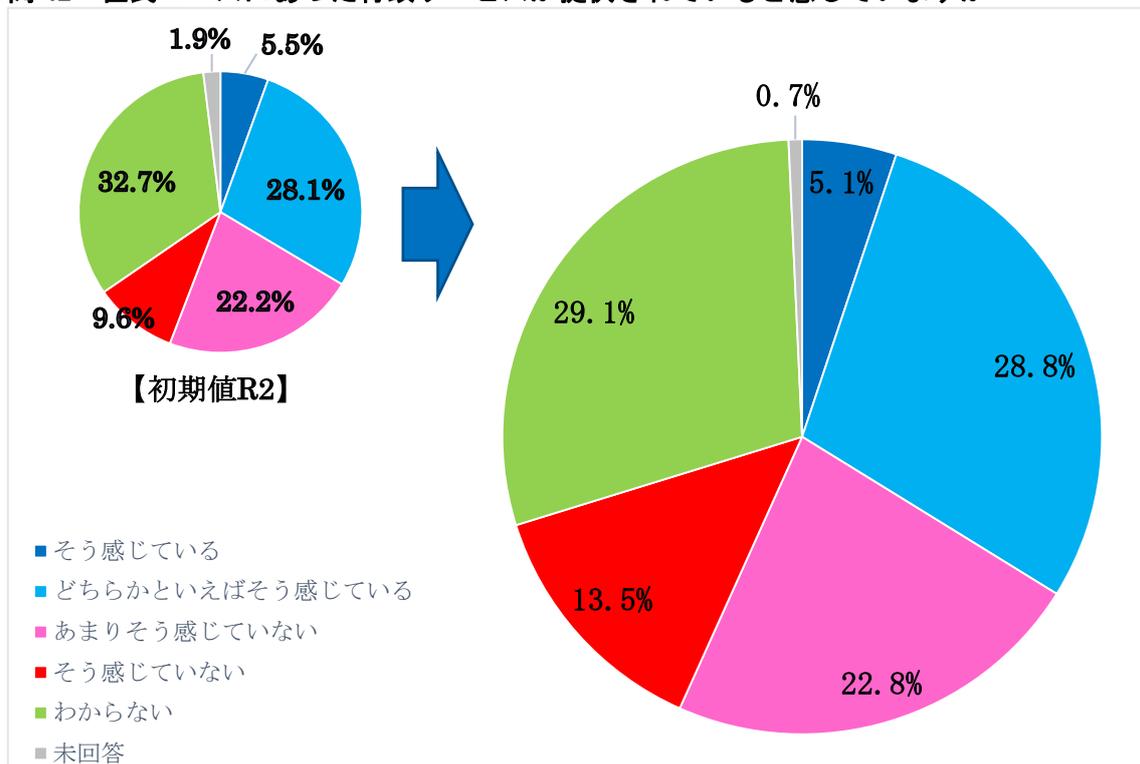


【町の行政サービスに関すること】

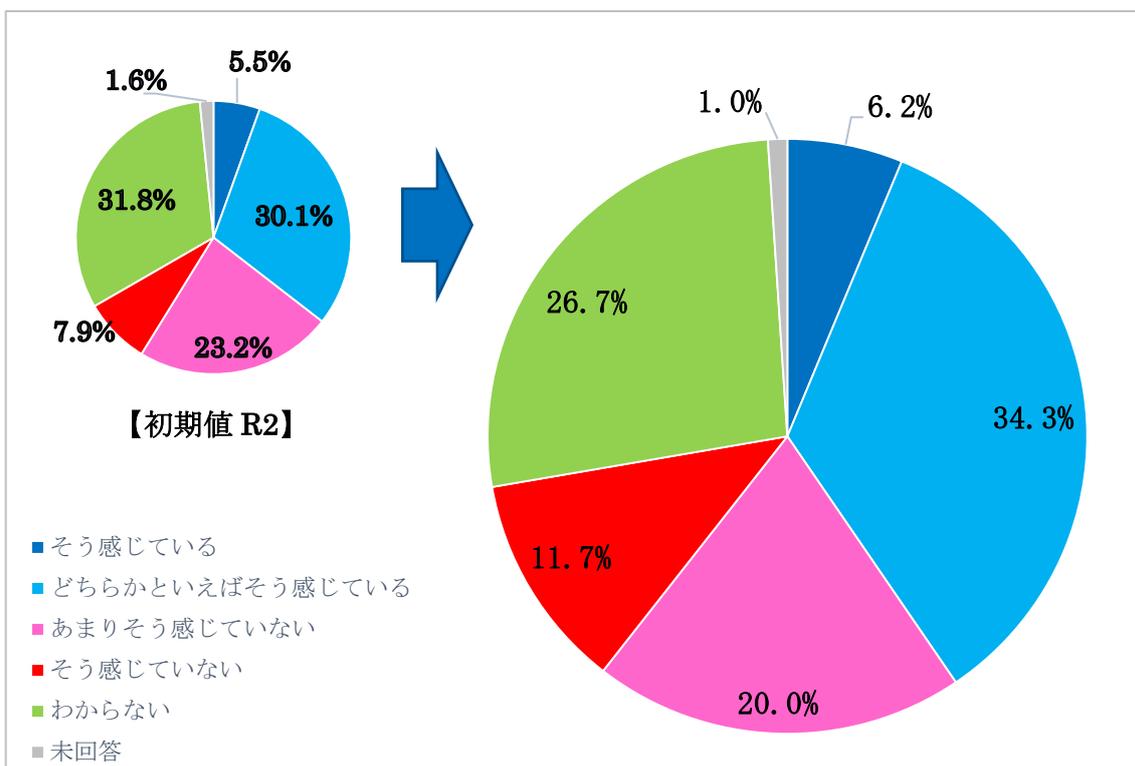
問 41 役場の業務遂行について、ムダを省き効率的行政運営が行われていると感じていますか



問 42 住民ニーズにあった行政サービスが提供されていると感じていますか



問 43 行政情報が広く公開され、必要とする情報を容易に取得できる環境にあると感じていますか



令和3年から7年間を計画期間とし始まった「まちづくり町民アンケート」が折り返し地点を迎えた調査となりました。

「ごみ・環境問題」に関しては、引き続き住民の意識が非常に高いことが分かります。

「産業・経済」に関しては、昨年度と比べて肯定的・否定的意見の割合に大きな変化は見られませんでした。町内企業の活性化、観光・交流の需要喚起をすすめるために、町内から町外へと積極的な情報公開に努め、多くの人に大木町を知ってもらう必要があります。

「子育て・教育」「健康・福祉」「地域・くらし・文化」に関しては、肯定的・否定的意見の割合にあまり変化が見られませんでした。町で行っている支援、取り組みをより多くの住民に知ってもらう必要があります。

「景観・生活インフラ」に関しては、浄化槽の適正な維持管理率や上水道設備環境の満足度の上昇が見られます。頻発する大雨水害に対する水路の整備、生活道路の舗装補修について不安の声が自由記入欄に寄せられています。それらの課題解消に向けた取組強化が必要です。免許返納後の移動手段的確保については、令和7年度から始まる新事業で対応していきます。

「行政サービス」に関しては、「わからない」という回答割合にあまり変化が見られませんでした。そのため情報公開の方法を見直し、住民にサービスが行き届くよう積極的な情報公開に努め、住民の関心を高める必要があります。

自由記入により寄せられた意見について

○バス、タクシーなど交通移動手段について

町内間の交通移動手段として、令和7年8月から予約制乗合タクシー「大木のりあい号」の試験運行を開始します。ご自宅の前から乗車でき、目的地や方向が同じ人同士が乗り合わせて移動する町の新たな公共交通機関です。買い物や通院など町内間の移動にご利用できます。

○高齢者等通院移動手段について

令和7年4月より、介助が必要で、通院時に送迎を行ってくれる家族や身近な支援者がいない、75歳以上の高齢者のみ世帯等を対象に通院移動支援を実施しています。本支援では、ご自宅から町内かかりつけ医療機関までの送迎に加え、受付や薬の受け取り等の支援も行います。対象者の身体状況等については、専門職が確認のうえ、支援の必要性を判定します。

○障がい者支援について

障がいのある方の相談支援先として、指定相談支援事業所「おおき」が大木町社会福祉協議会内に設置されています。その他、居場所づくりの取り組みとして、フリースペース「えん」を開設しています。「えん」は、LLC就労支援センター内において月に1回開催されており、参加者の皆さままで会話やゲームなどを楽しみながら自由に過ごしていただける場となっています。開設時間内であれば、障がいのある方はどなたでも自由に出入りしていただけますのでお気軽にご利用ください。

○就労支援について

令和7年4月より、シルバー人材センターと社会福祉協議会が統合し、高齢者や障がいのある方などみんなが活躍するまちづくりを目指して、全世代の就労・生涯活躍支援事業「おしごとコミット」がスタートしています。

本事業では、①自分の能力やライフスタイルに合わせて柔軟に働きたい方②労働者としてしっかり働きたい方③日常の困りごとを有償ボランティアとして活動したい方などの3種類に分類した就労支援を行います。

○病児保育について

現在、本町では、久留米市および筑後市の病児保育施設を市内在住者と同じ利用料金で利用できるように協定を結んでいます。しかしながら、福岡県の利用料金無償化事業により利用しやすくなった反面、予約が取りづらい状況があると聞いています。このような状況を踏まえ、令和7年度に木佐木保育園において病児保育機能を併設した施設の建設が予定されており、令和8年度からの開設を目指して準備が進められているため、町としましては、当該施設に対して病児保育事業の委託を行う予定です。

○防犯灯（街灯）の新設要望について

本町では、幹線道路や通学路等で犯罪を防止することを目的に、既存の電柱を活用し、防犯灯の設置を進めているところです。防犯灯の新設については、新設にかかる費用を町が負担し、設置後の電気料金を地域（自治区）が負担する方法を進めています。設置後の自治区負担があることから、各自治区の区長に防犯灯新設の必要性の検討も含め、随時要望の取りまとめを行っていただいております。前述のような方法を進めていることから、防犯灯新設については、地区の区長にご相談ください。

○防犯カメラの設置について

現在、本町では各小中学校、各学童保育所、大溝保育園、道の駅おおき、地域創業・交流センター、クリークの里石丸山公園、西鉄八丁牟田駅駐輪場、西鉄大溝駅（乗降場）などに計41台の防犯カメラを設置しており、防犯の効果を高め、犯罪等の発生を抑制するとともに犯罪事件等が発生したときの証拠確保することを目的としています。

防犯カメラは窃盗などの犯罪の抑制や犯人検挙に役立ち設置場所周辺での被害を減らすことは可能とされますが、逆に犯罪を目の届かない場所にいざなうような危険性も考えられます。また、防犯カメラを設置されることはプライバシーが侵害されるのではないかというふうに懸念される方々もいらっしゃいますので、特に公共施設等以外に設置する場合におきましては、個人の敷地や玄関等が映り込む可能性も考えられますので設置周辺の関係者の方々への相談など、設置に関しては慎重に検討が必要であると考えております。

○道路・水路・公園・安全施設等の要望について

町内の道路、水路および安全施設等に関して、多数要望をいただいておりますが、緊急性・予算の状況から、優先度を定めて計画的に整備を進めております。なお、苦情・要望等については、区長を通じ町へ要望書を提出していただき対策を講じていくようにしております。すぐに対応出来る場合と時間をいただく場合があると思いますが、まずは区長に相談していただきますようよろしくお願いいたします。

○アクアス関連

健康福祉センターについては、老朽化する施設の維持管理や運営支援に対する財政負担が増大するなか、議会や監査委員会からの要請もあり、「大木町健康福祉センターの在り方に関する検討委員会（令和5年度）」及び「全世代型健康増進拠点（在り方）検討委員会（令和6年度）」を段階的に設置し、センターの今後の在り方について協議、検討が行われてきました。各検討委員会の協議結果は、それぞれ答申書及び報告書としてまとめられ、その内容を踏まえ、健康福祉センターを全世代型健康増進拠点として再整備する方針としたところです。拠点整備の内容としては、健康福祉棟を拠点として活用するとともに、多世代交流棟を廃止し、拠点の附帯施設として温泉を活用した小規模浴場を設置することとし、令和7年度から基本設計に着手する予定ですが、現時点では具体的な内容や時期などは未定です。今後、進み具合に応じて、随時広報紙やホームページなどで周知していくこととしています。なお、これまでの経緯や検討委員会での協議内容、答申書などは町ホームページで公開しており、確認することができます。

○トレーニング室（健康福祉センター）について

トレーニング室等の利用料は、「大木町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例」において一人当たり600円と規定しており、施設の管理運営を委託している指定管理者の収入としております。条例においては、健康福祉センターの目的を効果的に達成するために必要がある場合は、600円の範囲内で定めることができるとも規定しており、町民の利用を向上させ、健康増進を図るため、指定管理者において、利用目的に応じた会員制度による優待措置を行っているところです。会員制度は、日常的に利用する場合、都度支払いに比べ低額で利用できる仕組みとなっておりますので、ぜひご利用いただきますようお願いいたします。

○検診について

がんは、大木町の死亡原因の第1位となっており、全国民の2人に1人ががんになると言われています。がんによる死亡や治療などによる生活の質の低下を減らすには早期発見・早期治療が重要で、がん検診はそのカギを握ります。

町では、国が示した「がん検診指針」に基づき、胃、子宮、肺、乳、大腸の5つのがん検診を実施しています。これらの検診は、「決められた対象者」に「決められた間隔」で実施することで死亡率が減少するという科学的根拠に基づいたもので、胃・子宮・乳がん検診は、2年に一度行うものと規定されています。また、がん検診は、かかりつけ医等で行う「個別検診」と同日に数種類の検診ができる「集団検診」の2種類があります。町では、全世代の健康を地域に密着してサポートいただく「かかりつけ医」を推進しており、「個別検診」の受診期間は、6月から11月までと、6か月の期間を設けています。一方で、「集団検診」に関しては、事業の見直し等により、令和7年度は、7月の4日間に限定して実施することとしています。

町では、町民の皆様が、がん検診の意義を知っていただき、対象となられる方が、正しい知識を持って、検診を受診いただくよう、広報周知に努めてまいります。今後とも、町の保健事業に御理解、御協力のほど宜しくお願い致します。

○空家、空地、耕作放棄地などへの対応について

空家や空地については、区長さんからの依頼等により、適正な管理ができていない場合は、所有者または相続人へ通知等を行い、適正に管理してもらうよう要請しています。また、一定の条件を満たした老朽空家については、解体費用の一部を補助する制度も設けています。いずれにしても、適正に管理されていなければ、周辺に大きな影響を与えるとともに、その対応に多大な労力を要することになりますので、空家を増やさない対策が重要になってきます。

耕作放棄地については、圃場整備されていない狭小農地が、当面注力しなければならないと考えています。そのためには、農業を生業とされていない人たちも含めて、様々な方々に農に携わってもらい、農地を耕してもらう必要があると考え、そのための手立てを準備しています。具体的には、農地を借りたい人と貸したい人のマッチングをはじめ、耕うん作業のマッチング、小型耕耘機のレンタルなど、農地や農機具を持たなくても農に携われるよう仕組みを構築する予定です。

○町内の飲食店について

飲食店が少ないというご意見が多数寄せられていることは、町としても十分に承知しております。このことについては、商工会とも情報共有し状況の把握に努めているところであります。しかしながら、現時点では実際に出店を希望される方がいないのが現状です。その要因の一つとして、排水処理に必要な浄化槽の設置費用が高額であることが挙げられます。そのための手立てとして、行政からの財政的支援が考えられますが、1事業者に対してどの程度の公費を投入するのかについては、慎重に検討し、町全体として幅広い議論を行う必要があると考えております。

○議員の不祥事に対する意見について

この度の現職議員による不祥事につきましては、町民の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことに改めて深くお詫び申し上げます。議会としましても、当該議員に対し、2度にわたる辞職勧告決議を全会一致にて可決し、強く辞職勧告を行ったところです。結果として、今般の住民投票において失職となっております。今後、二度とこのような事案を起こさぬよう、全議員身を引き締めて職務に精励致しますとともに、皆様の信頼回復に向けて努めてまいります。

○議員のネット上での誹謗中傷に対する意見について

現在本町では、議会基本条例および政治倫理条例を整備し、高い規範意識や倫理観をもって職務にあたるよう規定しています。しかしながら、ネット上での誹謗中傷等は想定しておらず、見直しが必要と考えております。また、現在の条例においては理念条例の範囲を規定しているに過ぎないため、他自治体の取組みも調査し、罰則規定も含めて検討してまいります。

○議員定数の見直しに関する意見について

大木町議会議員選挙においては、2期連続の無投票という結果でありました。この結果を受け、町議会では、議会議員の在り方を検討するよう議長より、議会運営委員会に諮問され、現在中間の取りまとめを行っております。議会内での協議が整い次第、改めて町民の皆様へお知らせいたします。

○議員の罰則規定の整備に関する意見について

議員に対する公民権停止は公職選挙法、懲罰の範囲は地方自治法で定められています。懲罰は、戒告、陳謝、出席停止、除名しかなく、その対象行為は、あくまで本会議や委員会での問題行為です。議会活動とは全く関係なく行った一私人としての非行は懲戒処分の対象とはならないとされています。このため、馬場高志議員のような事案は解職請求（リコール）に持ち込む以外処分する方法がなく、条例では法律を超えた制限を設けることができない以上、町議会での対応には限界があります。法改正は国会での審議事項となりますので、国会への働きかけを検討してまいります。

○議員の資質・振舞い等に関する意見について

私ども議員の資質や振る舞いについてご意見を賜りました。また議員の動きが見えないところのご指摘もいただいております。各議員それぞれの立場、職責において鋭意活動を展開しており、その活動状況については議会報の充実を図っていくことで町民の皆様への周知を強化していきたいと考えています。加えて、議場システムの改修整備に伴い、今後はインターネット等の活用を模索しながら、議会や議員活動の明確化に向け力を尽くしてまいります。今後とも町民の皆様の負託に応えるべく、議会活動に取り組んでまいりますので、引き続きご支援の程をお願いいたします。